

新旧対照表

(別紙 8)

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号)】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 11 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>また、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>(以下「海上システム」という。)の具体的な取扱いについては、別途、海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「海上運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」(平成 3 年 9 月 30 日付蔵関第 821 号)は、廃止する。</p>	<p><u>海上貨物通関情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 11 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>また、<u>海上貨物通關情報処理システム</u>(以下「海上システム」という。)の具体的な取扱いについては、別途、海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「海上運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」(平成 3 年 9 月 30 日付蔵関第 821 号)は、廃止する。</p>
第 1 章 外国貿易船等の入出港関係	第 1 章 外国貿易船等の入出港関係
第 1 節 入港手続	第 1 節 入港手続
<p>(入港届の提出等)</p> <p>1 - 1 船長(関税法(昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。)第 26 条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。以下この節において同じ。)が、海上システムを使用して外国貿易船又は特殊船舶(次項において「外国貿易船等」という。)の入港届(転錨届)、船用品目録の提出、旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合は、船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p>(入港届(転錨届)の訂正等)</p> <p>1 - 3 船長が、この節 1 - 1 の規定により行われた入港届(転錨届)の投錨日時、接岸日時又は入港目的の訂正又は取消しを行いたいとする場合に</p>	<p>(入港届の提出等)</p> <p>1 - 1 船長(関税法(昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。)第 26 条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。以下この節において同じ。)が、海上システムを使用して外国貿易船又は特殊船舶(次項において「外国貿易船等」という。)の入港届(転錨届)、船用品目録の提出、旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合は、船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(入港届(転錨届)の訂正等)</p> <p>1 - 3 船長が、この節 1 - 1 (入港届の提出等)の規定により行われた入港届(転錨届)の投錨日時、接岸日時又は入港目的の訂正又は取消しを行</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>いたいとする場合には、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 船長から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」（別紙様式 M - 102 号）1 通を監視担当部門に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、監視担当部門は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。 — 上記により取消しを行った場合には、船長に「入港届（転錨届）情報取消通知情報」が配信される。 <p>（運用停止時間帯における旅客又は乗組員に関する事項の報告）</p> <p>1 - 4 外国貿易船又は特殊船舶の船長が、海上システムを使用して旅客又は乗組員に関する事項の報告を行う場合において、海上システムの運用停止時間帯に旅客又は乗組員に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。</p>
第 2 節 とん税等の納付申告	第 2 節 とん税等の申告納付
<p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2 - 1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、海上システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。なお、船長がマルチペイメントネットワークを利用して電子的に納付する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条各号に規定する方法をいう。以下同じ。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力するものとする。</p>	<p>（とん税等の申告納付）</p> <p>2 - 1 船長（とん税法第 4 条第 2 項（納税義務者）及び特別とん税法第 4 条第 2 項（納税義務者）に規定する船長以外の者を含む。以下この項において同じ。）が、海上システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の申告納付を行う場合は、船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、船長が MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合において、とん税等の納付は、次により行うものとする。なお、次のいずれの納付方式による場合も船長に「<u>とん税等納付申告控情報</u>」が併せて配信されるので、当該船長は、「<u>とん税等納付申告控情報</u>」（別紙様式M - 100号）を出力することができる。</p> <p><u>専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「処理法」という。）第4条第1項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に税等の納付を委託する方式をいう。以下同じ。）による場合は、海上システムでとん税等の納付が確実であることが確認された場合に、とん税等の税額の引落し処理が行われる。</u></p> <p>具体的には、<u>金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 101号）として出力し、とん税等の口座振替を行うものとする。</u></p> <p>直納方式による場合は、船長に「<u>納付書情報（直納）</u>」が配信されるので、これを「<u>納付書</u>」（別紙様式M - 102号）として出力し、当該納付書によりとん税等の納付を行うものとする。</p> <p>M P N利用方式（税関手続オンライン化省令第8条第1号に規定する方法により納付を行う方式をいう。以下同じ。）による場合は、船長に「<u>納付番号通知情報</u>」が配信されるので、<u>海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM（現金自動預け払い機）等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、とん税等の納付を行うものとする。</u></p> <p>リアルタイム口座振替方式（税関手続オンライン化省令第8条第2号に規定する方法により納付を行う方式をいう。以下同じ。）による場合は、海上システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより、とん税等の税額の引き落とし処理が行われる。</p> <p>（とん税等の領収確認）</p> <p>2 - 2 海上システムによるとん税等の納付申告を直納方式で行った場合は、「<u>領収証書</u>」（別紙様式M - 102号）をとん税等納付事務を担当する税関官署の監視担当部門に提示するものとする。</p>	<p>この場合において、とん税等の納付は、次により行わせるものとする。なお、次のいずれの納付方式による場合も船長に「<u>とん税及び特別とん税納付申告控情報</u>」が併せて配信されるので、当該船長は、「<u>とん税及び特別とん税納付申告控</u>」（別紙様式M - 365号）を出力することができる。</p> <p><u>口座振替方式による場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「<u>納付書</u>」（別紙様式M - 146号）として出力させ、とん税等の口座振替を行わせるものとする。</u></p> <p>直納方式による場合は、船長に「<u>納付書情報（直納）</u>」が配信されるので、これを「<u>納付書</u>」（別紙様式M - 141号）として出力させ、当該納付書によりとん税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>M P N利用方式による場合は、船長に「<u>納付番号通知情報</u>」が配信されるので、<u>当該情報を用いてM P N利用方式によりとん税等の納付を行わせるものとする。</u></p> <p>（とん税等の領収確認）</p> <p>2 - 2 海上システムによるとん税等の申告納付を直納方式で行った場合は、「<u>領収証書</u>」（別紙様式M - 141号）をとん税等納付事務を担当する税関官署の監視担当部門に提示させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、M P N 利用方式又はリアルタイム口座振替方式で行った場合は、領収証書は交付されず、当該とん税等を領収した金融機関から、海上システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信されるので、当該とん税等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報により海上システムによって行うものとする。</p> <p><u>(とん税等納付申告の訂正等)</u></p> <p><u>2 - 3 船長が、この節 2 - 1 の規定により行われたとん税等の納付申告後、とん税等の納付前において当該申告事項の訂正及び取消しを行う場合は、「N A C C S 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨を海上システムに入力、送信し、監視担当部門においてこれを認めた場合には、当該申告を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p><u>また、当該「N A C C S 登録情報変更願」については、書面により提出することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、船長が、改めて申告しようとするときは、この節 2 - 1 の規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p><u>(積荷に関する事項の報告等)</u></p> <p><u>3 - 1 船長（法第 26 条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。以下この節及び次節において同じ。）が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その船舶に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品）関税法基本通達 21 - 1 のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 - 6 の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C - 2030 号）を提出するものとする。</u></p>	<p>また、M P N 利用方式で行った場合は、領収証書は交付されず、当該とん税等を領収した金融機関から、海上システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信されるので、当該とん税等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報により海上システムによって行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p><u>(積荷に関する事項の報告等)</u></p> <p><u>3 - 1 - 1 船長（法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。）が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その船舶に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品）関税法基本通達 21 - 1（<u>外国貨物の仮陸揚の範囲</u>）のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 - 6（<u>貨物の船移し</u>）の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C - 2030）により提出させるものとする。</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、及びに掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C - 2030 号）を提出するものとする。</p> <p>~（省略）</p> <p>（削除）</p>	<p>また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、及びに掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段（<u>外国貿易船の出港手続</u>）の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C - 2030）により提出させるものとする。</p> <p>~（同左）</p> <p><u>（運用停止時間帯における積荷に関する事項の報告）</u></p> <p>3 - 1 - 2 外国貿易船の船長が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合において、海上システムの運用停止時間帯に積荷に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。</p>
<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3 - 2 船長が、<u>船卸しが行われるまでの場合において、前項の規定により行われた積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行いたいとする場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、海上システムを使用して提出時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</u></p>	<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3 - 2 船長（<u>法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下この章において同じ。）</u>が、前項の規定により行われた積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行いたいとする場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出させた上で、<u>次により行わせるものとする。</u></p> <p>— 船長は、海上システムを使用して提出時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>— 上記を行った場合には、船長に「積荷目録訂正状況情報」が配信される。</p>
<p>（仮陸揚の届出）</p> <p>3 - 3 船長が、海上システムを使用して仮陸揚の届出（<u>関税法基本通達 21 - 1 のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 - 6 の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）</u>を行う場合は、積荷に関する必要事項の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行うものとする。</p>	<p>（仮陸揚の届出）</p> <p>3 - 3 船長が、海上システムを使用して仮陸揚の届出を行う場合は、積荷に関する必要事項の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（開庁時間外の貨物の積卸しの届出）</p> <p>3 - 5 税関官署の開庁時間（法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間）いう。以下同じ。）以外の貨物の積卸しの届出を行う者（以下この項において「届出者」という。）が、海上システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、船舶の名称、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、届出者に「<u>開庁時間外貨物積卸届情報</u>」が配信されるので、当該届出者は、「<u>開庁時間外貨物積卸届出確認書</u>」（別紙様式 M - 103 号）を出力することができる。</p>	<p>（開庁時間外の貨物の積卸しの届出）</p> <p>3 - 5 税関官署の開庁時間（法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間）いう。以下同じ。）以外の貨物の積卸しの届出を行う者（以下この項において「届出者」という。）が、海上システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、船舶の名称、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、届出者に「<u>執務時間外貨物積卸届出情報</u>」が配信されるので、当該届出者は、「<u>執務時間外貨物積卸届出確認書</u>」（別紙様式 M - 106 号）を出力することができる<u>ものとする</u>。</p>
<p>（卸コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 6 卸コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び船会社コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。）により、又はこの節 3 - 8 の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナ情報登録を併せて行う旨入力し、送信することを求めるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の保税取締部門（貨物の取締りを担当する部門をいう。以下同じ。）に「<u>卸コンテナリスト提出情報</u>」が配信されるので、「<u>卸コンテナリスト提出情報</u>」（別紙様式 M - 104 号）を出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり提出者に「<u>卸コンテナ輸入許可通知情報</u>」が配信されるので、当該提出者は、「<u>卸コンテナ輸入許可通知書</u>」（別紙様式 M - 105 号）を出力することができる。</p>	<p>（卸コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 6 卸コンテナリストを提出しようとする者（以下この項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び<u>保税地域コード</u>等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。）により、又は次項の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナ情報登録を併せて行う旨入力し、送信することを求めるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の保税取締部門（貨物の取締りを担当する部門をいう。以下同じ。）に「<u>卸コンテナリスト提出情報</u>」が配信されるので、「<u>卸コンテナリスト提出情報</u>」（別紙様式 M - 125 号）を出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり提出者に「<u>卸コンテナ輸入許可通知情報</u>」が配信されるので、当該提出者は、「<u>卸コンテナ輸入許可通知書</u>」（別紙様式 M - 266 号）を出力することができる。</p>
<p>（卸コンテナリストの訂正等）</p> <p>3 - 7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ、保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>	<p>（卸コンテナリストの訂正等）</p> <p>3 - 7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うことを求めるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略）</p> <p>上記により訂正又は取消しを行った場合には、保税取締部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、「卸コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M - 106 号）を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」（別紙様式 M - 107 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出することを求めるものとする。</p>	<p>（同左）</p> <p>上記により訂正又は取消しを行った場合には、保税取締部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、「卸コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M - 125 - 1 号）を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」（別紙様式 M - 266 - 1 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出することを求めるものとする。</p>
<p>（積コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 10 積コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「積コンテナ情報登録」という。）により行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の保税取締部門に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M - 108 号）を出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」（別紙様式 M - 109 号）を出力することができる。</p>	<p>（積コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 10 積コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「積コンテナ情報登録」という。）により行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の保税取締部門に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M - 126 号）を出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」（別紙様式 M - 267 号）を出力することができる。</p>
<p>（積コンテナー情報の取消し）</p> <p>3 - 11 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストの取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>	<p>（積コンテナー情報の取消し）</p> <p>3 - 11 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストの取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>
<p>（省略）</p> <p>上記により取消しを行った場合には、保税取締部門に「積コンテナリスト変更情報」が配信されるので、「積コンテナリスト変更情報」（別</p>	<p>（同左）</p> <p>上記により取消しを行った場合には、保税取締部門に「積コンテナリスト変更情報」が配信されるので、「積コンテナリスト変更情報」（別</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>紙様式M - 110号</u>）を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可内容変更通知書」（別紙様式M - 111号）を出力することができる。 なお、当該提出者が改めて提出しようとするときは、前項の規定により再提出することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 出港手続</p> <p>（出港の許可）</p> <p>4 - 1 船長が、海上システムを使用して外国貿易船の出港届（転錨届）を提出し、出港の許可を受けようとする場合は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより<u>行うもの</u>とする。この場合において、<u>出港を許可した場合</u>には、船長に「出港許可（転錨届）通知情報」が配信されるので、当該船長は、「<u>出港許可（転錨届受理）通知情報</u>」（別紙様式M - 112号）を出力することができる。 なお、船長から特に特殊船舶の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易船の出港手続に準じ、海上システムにより<u>処理すること</u>として差し支えない。</p> <p>（出港届（転錨届）の訂正等）</p> <p>4 - 2 船長が、前項の規定により行われた出港届（転錨届）の出港予定日時等の訂正を行う場合には、<u>訂正の旨</u>を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。 また、出港許可前において許可の取消しを行う場合には、海上システムに取消しの旨を入力し、送信することにより行うものとする。</p>	<p><u>紙様式M - 127号</u>）を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可内容変更通知書」（別紙様式M - 268号）を出力することができる。 なお、当該提出者が改めて提出しようとするときは、前項の規定により再提出することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 出港手続</p> <p>（出港の許可）</p> <p>4 - 1 船長が、海上システムを使用して外国貿易船の出港届（転錨届）を提出し、出港の許可を受けようとする場合は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより<u>行わせるもの</u>とする。この場合において、船長に「出港許可（転錨届）通知情報」が配信されるので、当該船長は、「<u>出港許可（転錨届受理）通知書</u>」（別紙様式M - 104号）を出力することができる。 なお、船長から特に特殊船舶の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易船の出港届に準じ、海上システムにより<u>処理されること</u>として差し支えない。</p> <p>（出港届（転錨届）の訂正等）</p> <p>4 - 2 船長が、前項の規定により行われた出港届（転錨届）の許可後に、<u>出港届（転錨届）の出港予定日時の訂正又は取消しを行いたい</u>とする場合には、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 船長から必要事項を記載した「N A C C S 登録情報変更願」1通を出港届（転錨届）提出先の税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、監視担当部門は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。 — 上記により取消しを行った場合には、船長に「出港届（転錨届）情報取消通知情報」が配信される。

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 節 内国貨物運送申告</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の出力等）</p> <p>5 - 2 内国貨物運送申告が海上システムにより受理されたときは、海上システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合は、申告後直ちに承認となり、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」（別紙様式 M - 113 号）を出力することができる。</p> <p>審査区分が書類審査扱い（区分 2）となった場合は、申告者に「内国貨物運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は、当該申告控情報を「内国貨物運送申告控情報」（別紙様式 M - 114 号）として出力し、当該申告控を沿岸輸送特許通知書等関係書類とともに内国貨物運送申告を行った税関官署の監視担当部門（以下この節において「監視担当部門」という。）に提出するものとする。</p> <p>監視担当部門は、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。</p> <p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、監視担当部門は、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>運送が承認された場合、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」を出力することができる。</p> <p>（内国貨物運送承認前ににおける内国貨物運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>5 - 3 申告者が、この節 5 - 1 の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 内国貨物運送申告</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の出力）</p> <p>5 - 2 内国貨物運送申告が海上システムにより受理されたときは、海上システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合は、申告後直ちに承認となり、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」（別紙様式 M - 103 - 1 号）を出力することができる。</p> <p>審査区分が書類審査扱い（区分 2）となった場合は、申告者に「内国貨物運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「内国貨物運送申告控」（別紙様式 M - 103 - 2 号）として出力させ、当該申告控を沿岸輸送特許通知書等関係書類とともに内国貨物運送申告を行った税関官署の監視担当部門（以下この項及び次項において「監視担当部門」という。）に提出させ、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。</p> <p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>運送が承認された場合、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」を出力することができる。</p> <p>（内国貨物運送承認前ににおける内国貨物運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>5 - 3 申告者が、この節 5 - 1 （内国貨物運送申告）の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出させた上で、次により行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「内国貨物運送申告訂正控情報」が配信される。</p> <p>なお、申請者は、当該訂正において、この節 5 - 2 の規定により提出した沿岸輸送特許通知書等関係書類の内容に変更が生じた場合には、改めて当該関係書類を提出するものとする。</p> <p>監視担当部門は、訂正後の内国貨物運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。</p> <p>上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>(内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正又は取消し)</p> <p>5 - 4 申告者が、この節 5 - 1 の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。</p> <p>申告者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査において、監視担当部門は「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、監視担当部門は、訂正を認めた場合には、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、当該申告者に「内国貨物運送承認訂正通知情報」が配信され、到着地の保税地域に「内国貨物運送承認訂正情報」が配信（訂正が到着地保税地域コードの場合、訂正前の保税地域に「内国貨物運送到着地取消通知情報」が配信）される。</p> <p>上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認</p>	<p>(同左)</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「内国貨物申告変更控情報」が配信されるので、「内国貨物運送申告変更控」(別紙様式 M - 103 - 3 号) を出力し、監視担当部門に提出させるものとする。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>(内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正又は取消し)</p> <p>5 - 4 申告者が、この節 5 - 1 (内国貨物運送の申告) の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。</p> <p>申告者から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」1 通に「内国貨物運送承認書」を添えて内国貨物運送の承認を行った税関官署の監視担当部門（以下この項及び次項において「監視担当部門」という。）に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、監視担当部門は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認訂正通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認変更通知書」(別紙様式 M - 103 - 4 号) を出力することができる。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認取消通知情報」が配信される。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>訂正・取消控情報</u>が配信されるので、当該申告に係る審査において、監視担当部門は「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。</p>	
<p>なお、取消しを認めた場合には、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者及び倉主に「内国貨物運送承認取消通知情報」が配信される。</p>	
<p>(内国貨物運送承認後における運送期間の延長)</p>	
<p>5 - 5 申告者が、この節 5 - 1 の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該運送期間の延長を行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。</p>	
<p>— 申告者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、運送期間延長の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	
<p>— 上記により運送期間延長申請を行った場合には、申告者に「内国貨物運送期間延長申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査において監視担当部門は、「内国貨物運送期間延長申請控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。</p>	
<p>なお、運送期間の延長を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、運送期間の延長を承認し、申告者に「内国貨物運送期間延長承認情報」が配信される。</p>	
<p>(発送手続)</p>	
<p>5 - 6 海上システムにより内国貨物運送の承認を受けた貨物を発送する場合は、次による。</p>	
<p>及び (省略)</p>	
<p>(到着確認)</p>	
<p>5 - 7 海上システムにより内国貨物運送の到着確認を行う場合は、次による。</p>	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略)</p> <p><u>第 6 節 不開港出入許可</u></p> <p><u>(不開港出入許可申請)</u></p> <p><u>6 - 1 不開港への出入の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が海上システムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、申請者に対して「不開港出入許可申請控情報」（別紙様式 M - 115 号）が配信される。</u></p> <p><u>(不開港出入許可手数料の納付)</u></p> <p><u>6 - 2 申請者が不開港出入許可手数料を納付しようとするときは、納付方法に応じて下記の通り納付するものとする。</u></p> <p><u>— 収入印紙による納付の場合は、前記 6 - 1 において配信された「不開港出入許可申請控情報」を出力し、裏面に貼付の上、不開港出入許可申請を担当する税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）による審査終了の登録を行う前に納付するものとする。</u></p> <p><u>— 現金による納付の場合は、監視担当部門が審査終了の登録を行う前に納付するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該納付については、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料を納付することができないと認められるときに行うものとする。</u></p> <p><u>(不開港出入許可手数料免除申請)</u></p> <p><u>6 - 3 申請者が、海上システムを使用して不開港出入許可手数料免除申請を行おうとする場合は、不開港出入許可申請に併せて、不開港出入許可手数料の免除を申請する旨を入力し、送信することにより行うものとする。</u></p>	<p>~ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（不開港出入許可申請の訂正等）</p> <p><u>6 - 4 申請者が、この節 6 - 1 の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正及び取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「N A C C S 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨を海上システムに入力、送信することにより行うものとし、監視担当部門において、これを認めた場合には、当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p><u>また、当該「N A C C S 登録情報変更願」については、書面により提出することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節 6 - 1 の規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（他所蔵置の許可の申請）</p> <p>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、当該貨物について、法第 24 条第 1 項の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者は指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一緒にして行うことができるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（他所蔵置の許可の申請）</p> <p>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、前章第 3 節 3 - 1 - 1（積荷に関する事項の報告等）又はこの章第 4 節 4 - 1（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、当該貨物について、法第 24 条第 1 項（指定地外における貨物の積卸し）の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（他所蔵置の許可申請の書類審査及び関係書類の提出等）</p> <p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合は、申請者に対して「他所蔵置許可申請控情報」が配信される。当該申請に係る審査においては、保税取締部門に配信される「他所蔵置許可申請控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じ他所蔵置場所等の確認のための関係書類により審査するものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、申請者に次の情報が配信される。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 許可した場合 「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知情報」（別紙様式M - 200号）を出力することができる。 — 許可しなかった場合 当該申請者に「他所蔵置審査結果通知情報」が配信される。 <p>（書面申請に係る取扱い）</p> <p>1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者若しくは届出者又は通関業者その他の海上システムを利用する者が、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他</p>	<p>申請と一括して行わせることができる。</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 簡易審査扱い（区分1）となった場合 当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」（別紙様式M - 245号）を出力することができる。 — 書類審査扱い（区分2）となった場合 当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関官署の保税取締部門及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のために提出された関係書類により審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略して差し支えないものとする。 <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者若しくは届出者又は通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税取締部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式 C - 3000 号)を提出し、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 4 申請者が、この節 1 - 1 の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、<u>あらかじめ保税取締部門に申し出た上で次により行うこと</u>を求めるものとする。</p> <p>ただし、申請先官署コード及び貨物管理番号は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、申請を撤回の上、再申請することを求めるものとする。</p> <p>申請者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「他所蔵置許可申請控情報」が配信される。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者に「N A C C S 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>(他所蔵置の許可の取消し)</p> <p>1 - 5 申請者が、この節 1 - 1 の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者に「N A C C</p>	<p>可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税取締部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式 C - 3000 号)を提出し、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 4 申請者が、この節 1 - 1 (<u>他所蔵置の許可の申請</u>) の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、「N A C C S 登録情報変更願」を保税取締部門に提出することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この申請者に対し、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 5 申請者が、この節 1 - 1 (<u>他所蔵置の許可の申請</u>) の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>S 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p><u>(他所蔵置許可期間の延長)</u></p> <p>1 - 6 申請者が、この節 1 - 1 の規定により受けた他所蔵置の許可後に、他所蔵置期間の延長を行いたいとする場合には、他所蔵置許可期間内（延長又は再延長の期間内である場合を含む。）に限り、申請者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、他所蔵置期間延長の内容を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>は、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、申請者に対し、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>
<p>第 2 節 見本の一時持出しの許可申請</p> <p>（見本の一時持出しの許可申請）</p> <p>2 - 1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域又は前節 1 - 1 若しくは 1 - 3 の規定による他所蔵置場所（以下「システム参加保税地域等」という。）に置かれている貨物について、海上システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</p>	<p>第 2 節 見本の一時持出しの許可申請</p> <p>（見本の一時持出しの許可申請）</p> <p>2 - 1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域又は前節 1 - 1 <u>（他所蔵置の許可の申請）</u>若しくは 1 - 3 <u>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</u>の規定による他所蔵置場所（以下「システム参加保税地域等」という。）に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、申請者は、「<u>見本持出許可通知情報</u>」（別紙様式 M - 201 号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った税関官署の保税取締部門への当該通知書の提出は、要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の保税取締部門及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査においては、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「<u>見本持出許可通知情報</u>」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。</p> <p>（画面申請に係る取扱い）</p> <p>2 - 3 申請者が、見本持出許可申請を書面で行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」（税關様式 C - 3060 号）を当該申請を行う保税取締部門へ提出し、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置</p> <p><u>わせるものとする。</u></p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、申請者は、「<u>見本持出許可通知書</u>」（別紙様式 M - 255 号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った税関官署の保税取締部門への当該通知書の提出は、要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税關の保税取締部門及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査においては、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「<u>見本持出許可通知書</u>」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>2 - 3 申請者が、<u>貨物情報を有する貨物に係る見本持出許可申請</u>を書面で行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」（税關様式 C - 3060 号）を当該申請を行った保税取締部門へ提出し、当該申請書の余白に当該貨物の貨物</p>	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>かれている保税地域のコードを記入することを求めるものとする。この場合において、<u>保税取締部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p> <p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 5 申請者が、この節 2 - 1 の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、<u>当該申請者は「N A C C S 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。なお、当該「N A C C S 登録情報変更願」については、書面により提出することとしても差し支えない。</u></p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>（見本の一時持出しに係る搬出確認）</p> <p>2 - 6 この節 2 - 1 又は 2 - 3 の規定により見本持出許可を受けた外国貨物を保税地域から搬出する場合、当該貨物を蔵置しているシステム参加保税地域等の被許可者又は貨物管理者（以下「倉主等」という。）が行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節 2 - 2（審査区分選定及び関係書類の提出等）の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行うものとする。</p> <p>なお、見本持出許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより、法第 34 条の 2 に規定する帳簿への当該確認に係る事項の記載とすることができる。</p>	<p>管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入することを求めるものとする。この場合において、<u>当該取締担当部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p> <p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 5 申請者が、この節 2 - 1 <u>（見本の一時持出しの許可申請）</u>の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、<u>あらかじめ、「N A C C S 登録情報変更願」に「見本持出許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>（見本の一時持出しに係る搬出確認）</p> <p>2 - 6 この節 2 - 1 <u>（見本の一時持出しの許可申請）</u>又は 2 - 3 <u>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</u>の規定により見本持出許可を受けた外国貨物を保税地域から搬出する場合、当該貨物を蔵置しているシステム参加保税地域等の被許可者又は貨物管理者（以下「倉主等」という。）が行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節 2 - 2（審査区分選定及び関係書類の提出等）の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、見本持出許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「見本持出確認登録」を行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(輸出貨物の搬出手続)</p> <p>4 - 2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物(以下この章において「輸出未通関貨物」という。)積戻し貨物及び輸出の許可を受けた貨物(以下この章において「輸出許可済貨物」という。)の搬出手続は、次により<u>行うもの</u>とする。</p> <p>(省略)</p> <p>搬出手続</p> <p>輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類又は当該貨物が海上システムを使用して輸出許可がされた場合に、当該システム参加保税地域等に配信される「輸出許可貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより<u>行うもの</u>とする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」(「バンニング情報登録」又は「船積情報登録」を含む。)」を行うものとする。</p> <p>なお、輸出未通関貨物を輸出の許可を受けることなくシステム参加保税地域等から引き取る場合は、「搬出確認登録(貨物引取り)」を行うこととなるので、留意する。</p> <p>(搬出関係書類の保存の省略)</p> <p>4 - 3 倉主等が次節 5 - 1 の取扱いによる帳簿を保存している場合には、関税法基本通達 34 の 2 - 1 イの規定による搬出関係書類の保存を要しないものとする。</p> <p>また、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 輸出入貨物の搬出入関係</p> <p>(輸出貨物の搬出手続)</p> <p>4 - 2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物(以下この章において「輸出未通関貨物」という。)積戻し貨物及び輸出の許可を受けた貨物(以下この章において「輸出許可済貨物」という。)の搬出手續は、次により<u>行わせるもの</u>とする。</p> <p>(同左)</p> <p>搬出手続</p> <p>輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類又は当該貨物が海上システムを使用して輸出許可がされた場合に、当該システム参加保税地域等に配信される「輸出許可貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより<u>行わせるもの</u>とする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」(「バンニング情報登録」又は「船積完了登録」を含む。)」を行わせるものとする。</p> <p>なお、<u>貨物情報を有する</u>輸出未通関貨物を輸出の許可を受けることなくシステム参加保税地域等から引き取る場合は、「搬出確認登録(貨物引取り)」を行わせることとなるので、留意する。</p> <p>(貨物情報を有する貨物に係る搬出関係書類の保存の省略)</p> <p>4 - 3 関税法基本通達 34 の 2 - 1 イ(搬出関係書類の保存)の規定により倉主等に保存させることとしている搬出関係書類については、当該搬出された貨物が貨物情報を有する貨物であり、かつ、帳簿の保存方法を次節 5 - 1 (貨物情報を有する貨物に係る帳簿の取扱い)で行う場合には、当該書類の保存を要しないものとする。</p> <p>また、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（長期蔵置貨物報告書の提出の省略）</p> <p>4 - 4 関税法基本通達 34 の 2 - 1 口の規定により倉主等が提出することとなっている「長期蔵置貨物報告書」（税関様式 C - 3030 号）については、税関の保税担当部門において、海上システムから配信される「長期蔵置貨物情報」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略することとして差し支えない。この場合において、税関が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講じることを求めるものとする。</p>	<p>（長期蔵置貨物報告書の提出の省略）</p> <p>4 - 4 関税法基本通達 34 の 2 - 1 口（長期蔵置貨物報告書の提出）の規定により倉主等に提出させることとしている「長期蔵置貨物報告書」（税関様式 C - 3030）については、税関の保税担当部門において、海上システムから配信される「長期蔵置貨物情報」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略させて差し支えない。この場合において、税関が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認させ、必要な措置を講じさせるものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域であっても、貨物情報を有しない貨物（保税地域搬入時、貨物情報を有していた貨物であって、手作業移行等により当該貨物情報が削除されたものを含む。）については、長期蔵置貨物報告書の提出を要することとなるので、留意する。</p>
<p>第 5 節 保税台帳関係</p> <p>（システム参加保税地域における帳簿の取扱い）</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>海上システムを使用して許可、承認等がされた貨物に係る帳簿の取扱い</p> <p>海上システムを使用して許可、承認等がされた貨物（下記 の貨物を除く。）に係る帳簿の取扱い</p> <p>海上システムから配信される民間管理資料（「G01.輸入貨物搬出入データ」、「G02.輸出貨物搬出入データ」及び「G05.貨物取扱等一覧データ」）に限る。以下この節において同じ。）を下記 の方法により保存することで、これを帳簿と認めて差し支えないものとする。</p> <p>なお、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報を自社システムで整理したものを作成する場合も同様とする。</p>	<p>第 5 節 保税台帳関係</p> <p>（システム参加保税地域における帳簿の取扱い）</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>貨物情報を有する貨物に係る帳簿の取扱い</p> <p>海上システムを使用して許可、承認等がされた貨物に係る帳簿の取扱い</p> <p>貨物情報を有する貨物に係る許可、承認又は届出が海上システムを使用して行われた場合の法第 34 条の 2（記帳義務）に規定する帳簿については、海上システムから配信される民間管理資料（「K03.輸入貨物搬出入データ」、「K04.輸出貨物搬出入データ」及び「K14.貨物取扱等一覧データ」）に限る。以下この節において同じ。）を下記 の方法により保存されることで、これを帳簿と認めて差し支えないものとする。</p> <p>なお、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 7 章に規定する汎用申請等により税関手続が行われた貨物に係る帳簿の取扱い</u></p> <p>許可、承認又は届出が<u>第 7 章に規定する汎用申請等により行われた場合は、民間管理資料に反映されないため、別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記</u> により帳簿として保存する場合は、この限りでない。</p> <p><u>上記以外の貨物に係る帳簿の取扱い</u></p> <p><u>別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記</u> により帳簿として保存する場合は、この限りでない。</p> <p>及び (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 貨物取扱い関係</p> <p>(他所蔵置場所における貨物取扱いの届出)</p> <p>6 - 1 この章第 1 節 1 - 1 又は 1 - 3 の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届届情報」が当該届出を行った保税担当部門に配信されるので、必要に応じ、「<u>貨物取扱届(内容点検)情報</u>」(別紙様式 M - 202 号)、「<u>貨物取扱届(改装・仕分け)情報</u>」(別紙様式 M - 203 号)又は「<u>貨物取扱届(仕合せ)情報</u>」(別紙様式 M - 204 号)を出力するものとする。</p> <p>(貨物取扱いの許可申請)</p>	<p>物情報を自社システムで整理したものを保存する場合も同様とする。</p> <p><u>書面による許可、承認等がされた貨物に係る帳簿の取扱い</u></p> <p><u>貨物情報を有する貨物であっても、許可、承認又は届出が書面により行われた場合は、民間管理資料に反映されないため、別途帳簿を設け、必要事項を記載させるものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記</u> により帳簿として保存する場合は、この限りでない。</p> <p><u>貨物情報を有しない貨物に係る帳簿の取扱い</u></p> <p><u>システム参加保税地域における貨物情報を有する貨物でない貨物(次章において「貨物情報を有しない貨物」という。)に係る帳簿の取扱いは、上記(1)によることなく、別途帳簿を設け、必要事項を記載させることとなるので、留意する。</u></p> <p>及び (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 貨物取扱い関係</p> <p>(他所蔵置場所における貨物取扱いの届出)</p> <p>6 - 1 この章第 1 節 1 - 1 (<u>他所蔵置の許可の申請</u>) 又は 1 - 3 (<u>貨物情報を有する貨物に係る書面申請</u>) の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届届情報」が当該届出を行った保税担当部門に配信されるので、必要に応じ、「<u>貨物取扱(内容点検)届出確認書</u>」(別紙様式 M - 257 号)、「<u>貨物取扱(改装・仕分け)届出確認書</u>」(別紙様式 M - 258 号)又は「<u>貨物取扱(仕合せ)届出確認書</u>」(別紙様式 M - 259 号)を出力するものとする。</p> <p>(貨物取扱いの許可申請)</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6 - 2 貨物取扱いの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域に置かれている貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより<u>行うもの</u>とする。</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>6 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信される。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った保税担当部門（次項を除き、以下この節において「保税担当部門」という。）への当該通知書の提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の保税担当部門及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査において、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知情報」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれて</p>	<p>6 - 2 貨物取扱いの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域に置かれている<u>貨物情報を有する</u>貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより<u>行わせる</u>ものとする。</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>6 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書（別紙様式M-260号）として出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った保税担当部門（次項を除き、以下この節において「保税担当部門」という。）への当該通知書の提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税關の保税担当部門及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査において、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれて</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
いるシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。	るシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。
(画面申請に係る取扱い)	(貨物情報を有する貨物に係る画面申請)
6 - 4 申請者が貨物取扱許可申請を書面で行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税関様式 C - 3110 号)を当該申請を行う税関官署の保税担当部門へ提出することにより行うこととし、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入するものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録(保税)」を行うものとする。	6 - 4 申請者が貨物情報を有する貨物に係る貨物取扱許可申請を書面で行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税関様式 C - 3110 号)を当該申請を行う税関官署の保税担当部門へ提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録(保税)」を行うものとする。
(貨物取扱いの許可の訂正又は取消し)	(貨物取扱いの許可の訂正又は取消し)
6 - 6 申請者が、この節 6 - 2 の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「N A C C S 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することとし、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。なお、当該「N A C C S 登録情報変更願」については、書面により提出することとしても差し支えない。 また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6 - 2 の規定により再申請することを求めるものとする。	6 - 6 申請者が、この節 6 - 2 (貨物取扱いの許可申請)の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」に「貨物取扱許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。 なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6 - 2 の規定により再申請させるものとする。
(貨物取扱いの確認)	(貨物取扱いの確認)
6 - 7 この節 6 - 2 又は 6 - 4 の規定により貨物取扱いの許可がされた場合に行う倉主等の貨物取扱いの確認は、当該貨物と当該貨物に係る貨物取扱許可書又はこの節 6 - 3 の規定により当該システム参加保税地域に配信される「貨物取扱許可貨物情報」等を対査確認することにより行うものとする。 なお、貨物取扱いの許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物に係る取扱作業の終了を確認したときは、速やかに	6 - 7 この節 6 - 2 (貨物取扱いの許可申請)又は 6 - 4 (貨物情報を有する貨物に係る画面申請)の規定により貨物取扱いの許可がされた場合に行う倉主等の貨物取扱いの確認は、当該貨物と当該貨物に係る貨物取扱許可書又はこの節 6 - 3 (審査区分選定及び関係書類の提出等)の規定により当該システム参加保税地域に配信される「貨物取扱許可貨物情報」等を対査確認することにより行わせるものとする。 なお、貨物取扱いの許可が海上システムを使用して行われた場合におい

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
当該貨物に係る貨物取扱許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、登録することにより <u>貨物取扱結果の通知を行うものとする。</u>	て、倉主等が当該貨物に係る取扱作業の終了を確認したときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、登録することにより「 <u>貨物取扱確認登録</u> 」を行わせるものとする。
第 3 章 保税運送関係	第 3 章 保税運送関係
第 1 節 保税運送申告等	第 1 節 保税運送申告等
（保税運送の申告）	（保税運送の申告）
1 - 1 保税運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、海上システムを使用して当該申告を行う場合は、その承認を受けようとする貨物の貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	1 - 1 保税運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、海上システムを使用して当該申告を行う場合は、 <u>次により行わせるものとする。</u>
	— <u>貨物情報を有する貨物についての申告</u> 貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して保税運送申告を行う場合は、その承認を受けようとする貨物の貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
	— <u>貨物情報を有しない貨物についての申告</u> 貨物情報を有しない貨物について、海上システムを使用して保税運送申告を行う場合は、その承認を受けようとする貨物に係る必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
（審査区分選定及び関係書類の提出等）	（審査区分選定及び関係書類の提出等）
1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。 なお、申告控等関係書類の税關への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。	1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。 なお、申告控等関係書類の税關への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。
簡易審査扱い（区分 1）となった場合	簡易審査扱い（区分 1）となった場合
当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申	当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」（別紙様式M - 205号）を出力することができる。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税關への提出は、要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分2）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信される。</p> <p>なお、原則として、「保税運送申告控」（別紙様式M - 206号）等関係書類の税關への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に通知するものとする。</p> <p>（画面申告に係る取扱い）</p> <p>1 - 4 保税運送申告を書面で行おうとする場合は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税關様式C - 4000号）を保税取締部門に提出することにより行うこととし、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコードを記入することを求めるものとする。</p> <p>（保税運送承認前における保税運送申告の訂正又は撤回）</p> <p>1 - 5 申告者が、この節1 - 1の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は撤回を行いたいとする場合には、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。ただし、申告官署コード、申告者コード、申告者名、発送地コード及び発送地名の訂正是できないため、当該申告を撤回の上、再申告することを求</p>	<p>告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」（別紙様式M - 121号）を出力することができる。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税關への提出は、要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分2）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「保税運送申告控」（別紙様式M - 121号）として出力させ、当該申告控等関係書類を当該申告を行った税關官署の保税担当部門（以下この章において「保税担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>なお、当該申告が前項(1)に規定する貨物情報を有する貨物に係るものである場合は、原則として、当該申告控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に通知するものとする。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申告等）</p> <p>1 - 4 貨物情報を有する貨物に係る保税運送申告を書面で行おうとする場合は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税關様式C - 4000号）を保税取締部門に提出することにより行わせ、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコードを記入させるものとする。</p> <p>（保税運送承認前における保税運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申告者が、この節1 - 1（保税運送の申告）の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、次により行わせるものとする。ただし、申告官署コード、代理申告表示、申告者コード、申告者名、運送期間開始予定日、運送期間終了予定日、発送地コード及び</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ることとなるので、留意する。</p> <p>(省略) 上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「保税運送申告控情報」が配信される。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>(保税運送承認後における保税運送承認の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 6 申告者が、この節 1 - 1 の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、<u>あらかじめ保税取締部門に申し出た上で</u>、次により行うものとする。</p> <p>申告者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に「保税運送承認訂正・取消控情報」(別紙様式 M - 207 号)が配信されるので、当該申告に係る審査において保税取締部門は「保税運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査を行うものとし、税關が必要と認める場合を除き、当該申告者から当該申告控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>保税取締部門は、訂正を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者には「保税運送承認訂正通知情報」が配信され、倉主には、「保税運送承認訂正貨物情報」が配信(訂正が到着地コードの場合、訂正前の到着地の CY 又は保税蔵置場に「到着地取消通知情報」が配信)される。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査において保税取締部門は、「保税運送承認訂正・取消控情報」(別紙様式 M - 207 号)に基づき審査するものとし、税關が必要と認める場合を除き、当該</p>	<p>発送地名の訂正はできないため、当該申告を撤回の上、<u>再申告させること</u>となるので、留意する。</p> <p>(同左) 上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送申告控」を出力し、保税担当部門に提出させるものとする。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>(保税運送承認後における保税運送承認の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 6 申告者が、この節 1 - 1 (保税運送の申告) の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。</p> <p>申告者から必要事項を記載した「N A C C S 登録情報変更願」に「保税運送承認通知書(運送目録兼用)」を添えて保税担当部門に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、保税担当部門は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者に「保税運送承認訂正通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認訂正通知書(運送目録兼用)」別紙様式 M - 121 号)を出力し、これを「保税運送承認通知書(運送目録兼用)」として取り扱うものとする。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者及び倉主等に「保税運送承認取消通知情報」が配信される。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>申告者から当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。</u></p> <p><u>保税取締部門は、取消しを認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者及び倉主等に「保税運送承認取消通知情報」が配信される。</u></p> <p><u>(保税運送承認後における運送期間の延長)</u></p> <p>1 - 7 <u>申請者が、この節 1 - 1 の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、運送期間の延長を行いたいとする場合には、運送期間内に限り、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うものとする。</u></p> <p>— <u>申告者は、海上システムを使用して申告時の内容を呼び出し、運送期間延長の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p>— <u>上記により運送期間延長申請を行った場合には、申請者に「運送期間延長申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査において保税取締部門は、「運送期間延長申請控情報」(別紙様式 M - 208 号)に基づき審査をするものとし、税関が必要と認める場合を除き、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。</u></p> <p><u>保税取締部門は、運送期間の延長を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申請者には、「運送期間延長承認通知情報」が配信され、倉主には、「運送期間延長承認貨物情報」が配信される。</u></p> <p>第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p><u>(保税運送貨物の到着確認)</u></p> <p>2 - 2 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の確認は、次による。</p> <p>到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第 4 節 4 - 1 の規定により行うこととする。</p>	
	(新設)
	第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認
	(保税運送貨物の到着確認)
	2 - 2 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の確認は、次による。
	到着地がシステム参加保税地域等である場合
	貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手續は、前章第 4 節 4 - 1 (貨物の搬入手續)の規定により行わせるものとする。ただし、貨物情報を有しない貨物をコンテナ詰された状態で搬入を行う場合の

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>到着地がシステム不参加保税地域等である場合 貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、<u>関税法基本通達 63 - 13 の規定に準じて取扱うものとする</u>。この場合において、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」の提出に関しては、<u>同通達 63 - 14 の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする</u>。ただし、到着地税關が海上システム対象官署でない場合には、当該到着地税關において到着確認を受けた上で、発送地税關に<u>提出することを求めるものとする</u>。 <u>なお、当該書類の提出を受けた税關は、当該貨物の到着確認に係る保税運送申告番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより到着確認情報を登録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>(審査区分の選定及び関係書類の提出等) 3 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合 当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。</p> <p>なお、税關長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合 当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「包</p>	<p><u>到着確認は、下記(2)により行わせるものとする。</u> <u>その他の場合</u> 貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手續及び税關が行う到着確認は、<u>関税法基本通達 63 - 13（運送貨物の到着の確認）</u>の規定に準じて取扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」の提出に関しては、<u>同通達 63 - 13 の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする</u>。ただし、到着地税關が海上システム対象官署でない場合には、当該到着地税關において到着確認を受けた上で、発送地税關に<u>提出させるものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>(審査区分の選定及び関係書類の提出等) 3 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合 当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」(<u>別紙様式 M - 265 号</u>)を出力することができる。</p> <p>なお、税關長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合 当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「包</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>括保税運送申告控」(別紙様式M - 209号)として出力することを求め、当該申告控等関係書類を保税取締部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(包括保税運送承認前における包括保税運送申告の撤回)</p> <p>3 - 4 <u>包括保税運送申告後の申告内容の訂正はできないので、申告内容の訂正が必要となった場合は、申告の撤回を行い、改めて申告を行う。</u></p> <p>申告の撤回を必要とする場合は、「N A C C S 登録情報変更願」に撤回が必要な旨、包括保税運送申告番号及び事由等、必要事項を記入の上、括保税運送申告控又は包括保税運送承認通知書を添付して、保税取締部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、「N A C C S 登録情報変更願」の提出は、海上システム（汎用申請関係手続）を使用し行うこともできるが、この場合には包括保税運送申告控又は包括保税運送承認通知書の添付を要しない。</p> <p>保税取締部門は、申告の撤回を認めた場合にその旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>括保税運送申告控」(別紙様式M - 122号)として出力させ、当該申告控等関係書類を保税担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(包括保税運送承認前における包括保税運送申告の訂正又は取消し)</p> <p>3 - 4 <u>申告者が、この節3 - 1(包括保税運送の申告)の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ申告者から必要事項を記載した「N A C C S 登録情報変更願」に「包括保税運送申告控」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節3 - 1の規定により再申告させるものとする。</p>
<p>(包括保税運送承認後における包括保税運送承認の取消し)</p> <p>3 - 5 <u>申告者が、この節3 - 1の規定により行われた包括保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の取消しを行いたいとする場合は、当該申告者に「N A C C S 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節3 - 1の規定により再申告することを求めるものとする。</p>	<p>(包括保税運送承認後における包括保税運送承認の訂正又は取消し)</p> <p>3 - 5 <u>申告者が、この節3 - 1(包括保税運送の申告)の規定により行われた包括保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、申告者から必要事項を記載した「N A C C S 登録情報変更願」に「包括保税運送承認通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u></p> <p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節3 - 1の規定により再申告させるものとする。</p>
<p>(個別運送の受付通知)</p> <p>3 - 7 前項の規定により登録された個別運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、申告者及び倉主等に「個別運送受付情報」が配信さ</p>	<p>(個別運送の受付通知)</p> <p>3 - 7 前項の規定により登録された個別運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、申告者及び倉主等に「個別運送受付情報」が配信さ</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れるので、これらの者は、「個別運送受付情報」(別紙様式M - 210号)を出力することができる。</p> <p>（個別運送の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 8 申告者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により<u>行うこと</u>を求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送訂正受付情報」が配信されるので、「個別運送訂正受付情報」(別紙様式M - 211号)を出力することができる。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。</p>	<p>れるので、これらの者は、「個別運送受付情報」(別紙様式M - 123号)を出力することができる。</p> <p>（個別運送の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 8 申告者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により<u>行わせる</u>ものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>上記により訂正を行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送訂正受付情報」が配信されるので、「個別運送訂正受付情報」(別紙様式M - 124号)を出力することができる。</p> <p>また、上記により取消しを行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。</p>
<p>第4節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の到着確認）</p> <p>4 - 2 海上システムを使用して個別運送が行われた場合の到着確認は、次による。</p> <p>到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第4節4 - 1 の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>到着地がシステム参加保税地域等でない場合</p> <p>貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手續は、関税法基本通達63 - 24の規定に準じて行うものとする。なお、到着地がシステムに<u>参加していない場合は、この節3 - 7の規定より出力された「個別運送受付情報」(別紙様式M - 210号)</u>又は送り状(関税法基本通達63 - 24にいう送り状をいう。)の税關への提出後、税關職員が当該貨物の到着確認に係る保税運送申告番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより、システムでの後続業務が利用可能となる。</p>	<p>第4節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の到着確認）</p> <p>4 - 2 海上システムを使用して個別運送が行われた場合の到着確認は、次による。</p> <p>到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手續は、前章第4節4 - 1（貨物の搬入手續）の規定により<u>行わせる</u>ものとする。</p> <p>到着地がシステム参加保税地域等でない場合</p> <p>貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手續は、関税法基本通達63 - 24（包括保税運送貨物を運送する際の手續等）の規定に準じて<u>行わせる</u>ものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 節 特定保税運送の登録等	第 5 節 特定保税運送の登録等
<p>（特定保税運送の受付通知）</p> <p>5 - 2 前項の規定により登録された特定保税運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>特定保税運送受付情報</u>」が配信されるので、これらの者は、「<u>特定保税運送受付情報</u>」（別紙様式 M - 212 号）を出力することができる。</p> <p>（特定保税運送の訂正又は取消し）</p> <p>5 - 3 特定保税運送者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により行うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記 により訂正を行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>特定保税運送訂正受付情報</u>」が配信されるので、「<u>特定保税運送訂正受付情報</u>」（別紙様式 M - 213 号）を出力することができる。</p> <p>また、上記 により取消しを行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>個別運送取消通知情報</u>」が配信される。</p> <p>（削除）</p>	<p>（特定保税運送の受付通知）</p> <p>5 - 2 前項の規定により登録された特定保税運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>個別運送受付情報</u>」が配信されるので、これらの者は、「<u>個別運送受付情報</u>」（別紙様式 M - 123 号）を出力することができる。</p> <p>（特定保税運送の訂正又は取消し）</p> <p>5 - 3 特定保税運送者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により行うものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>上記 により訂正を行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>個別運送訂正受付情報</u>」が配信されるので、「<u>個別運送訂正受付情報</u>」（別紙様式 M - 124 号）を出力することができる。</p> <p>また、上記 により取消しを行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「<u>個別運送取消通知情報</u>」が配信される。</p> <p>（特定保税運送に係る暫定的取扱い）</p> <p>5 - 4 特定保税運送にあたっては、当分の間、上記 3 - 1 から 3 - 5 までに準じた手続等を行うものとする。ただし、上記 3 - 2 の となった場合においても同項の関係書類の提出は要さないこととし、その場合における上記 3 - 3 の審査にあたっては、保税担当部門は、入力者が特定保税運送者であること及びシステム参加保税地域間の運送であることのみを確認し、速やかに審査終了の登録を行うこととする。</p>
第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認	第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認
<p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6 - 1 海上システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続</p>	<p>（特定保税運送貨物の発送手続）</p> <p>6 - 1 海上システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等については、税関が特に指示をした場合を除き、「<u>特定保税運送受付情報</u>（関税法基本通達 34 の 2 - 1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 - 1 の規定により行うものとする。</p>	<p>等については、税関が特に指示をした場合を除き、「<u>個別運送受付情報</u>（関税法基本通達 34 の 2 - 1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手續は、前章第 4 節 4 - 1 の規定により行うものとする。</p>
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係
第 1 節 輸出申告	第 1 節 輸出申告
<p>（輸出申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告及び特定委託輸出申告を除く。この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、「<u>輸出申告事項登録</u>」業務により申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力し、又は「<u>輸出申告事項呼出し</u>」業務により輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、輸出申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>（輸出申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに<u>申告等番号</u>を入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、<u>処理法第 5 条の規定に基づき</u>、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、輸出申告を行わなければならないので留意する。</p> <p>なお、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬</p>	<p>（輸出申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸出申告（<u>第 8 節に規定する WCO 税関データ・モデルに基づく輸出申告を除く。この節、次節及び第 6 節において同じ。</u>）を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力させ、輸出申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>（輸出申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに<u>利用者コード、業務コード及び輸出申告番号</u>を入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、<u>当該通關士の利用者コード及びパスワード</u>を入力して輸出申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、<u>税関官署の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</u></p> <p>（輸出申告時の提出書類等の提出）</p> <p>1 - 4 輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」（簡易審査扱いの場合は「輸出許可通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書（第 10 節により仕入書を提出している場合を除く。）又はこれに代わる書類その他必要な書類（以下この章において「添付書類等」という。）に輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通關担当部門（以下この章において「通關担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ税關において動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体（データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。）に仕入書情報（「<u>包括事前審査制度</u>について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号）記 3 の規定による<u>包括事前審査制度</u>の適用を受け、簡易審査扱い（区分 1 ）となった輸出申告に係るものに限る。）を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて 1 枚（1 枚に記録できない場合は複数枚）に記録し、これを当該月の翌月 5 日（その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日）までに提出した場合における当該輸出申告に係る仕入書については、この限りでない。</p> <p>及び（省略）</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通關担当部門又は前記 1 - 2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった輸出申告については、現場検査（<u>関税法基本通達 67 - 1 - 7 の</u>に規定する事前検査を含む。）検査場検査（大型 X 線による検査を含む。）見本検査（他法令の該</p>	<p>入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税關の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>（輸出申告時の提出書類等の提出）</p> <p>1 - 4 輸出申告が海上システムにより受理され、通關業者等に「輸出申告控情報」（簡易審査扱いの場合は「輸出許可通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類（以下この章において「添付書類等」という。）に輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税關官署の通關担当部門（以下この節及び次節において「通關担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ税關において動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体（データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。）に仕入書情報（「<u>包括事前審査</u>について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号）記 3 の規定による<u>包括事前審査</u>の適用を受け、簡易審査扱い（区分 1 ）となった輸出申告に係るものに限る。）を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて 1 枚（1 枚に記録できない場合は複数枚）に記録し、これを当該月の翌月 5 日（その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日）までに提出した場合における当該輸出申告に係る仕入書については、この限りでない。</p> <p>及び（同左）</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通關担当部門又は前記 1 - 2 （<u>輸出申告</u>）の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査、ふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬・倉主等用）」（別紙様式 M - 300 号）として出力し、<u>検査指定貨物に係る蔵置場所と税關検査場間の運搬等に利用するものとする。</u></p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報」が配信されるので、当該倉主等においても、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」として出力し、利用することができる。</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1 - 6 輸出申告を行った通関業者等が当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ<u>当該通関業者等から通關担当部門へ訂正についての申出を行った後</u>、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸出申告を撤回の上、<u>再度、輸出申告をするものとする</u>。</p> <p>通關業者等に、海上システムにより輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸出申告の変更登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、送信して行うものとする。</p> <p>なお、通關業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならないので留意する。</p> <p>上記 の変更の登録に係る海上システムの処理の結果、<u>当該変更事項</u></p>	<p>を行うための見本確認（従来、通關担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通關担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通關業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通關業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 222 号）として出力させ、<u>当該通關業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行わせるものとする</u>。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 223 号）として出力することができる。</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1 - 6 輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ<u>通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後</u>、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸出申告を撤回の上、<u>再申告させるものとする</u>。</p> <p>通關業者等に、海上システムにより輸出申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより輸出申告変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸出申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通關業者が訂正登録を行う場合には、<u>通關士が訂正内容を審査のうえ、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する</u>。</p> <p>上記 により輸出申告内容の変更登録が海上システムの処理の結果、</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「輸出申告変更控情報」が配信される。</p> <p>上記により通関業者等に「輸出申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸出申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸出申告番号等を付記して、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通関担当部門（あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、海上システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。</p> <p><u>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間の開始日及び終了日が海上システムにより自動的に払い出される。</u></p>	<p>受理されたときは、通關業者等に訂正後の情報に基づく「輸出申告変更控情報」が配信される。</p> <p>上記により通關業者等に「輸出申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸出申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸出申告番号等を付記して、直ちに通關担当部門に提出せることを求めるものとする。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通關担当部門（あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、海上システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。<u>この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</u></p>
第 2 節 輸出許可後の訂正	第 2 節 輸出許可後の訂正
<p>（輸出許可内容変更の申請）</p> <p>2 - 1 通關業者等が、海上システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ<u>当該</u>通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての<u>申し出</u>を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び<u>申告等種別コード</u>等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うこととなる。</p> <p>なお、許可内容の訂正是、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）が行われるまで又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に行う必要があるので留意する。</p>	<p>（輸出許可内容変更の申請）</p> <p>2 - 1 海上システムを使用して行う輸出申告について、<u>輸出許可後に当該貨物</u>に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての<u>申し出</u>を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び<u>申告種別区分コード</u>等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行わせることとなる。</p> <p>なお、システムで行う輸出許可内容変更手続は、システム参加保税地域等で通關された貨物については、船積完了登録までに、システム参加保税地域等以外で通關された貨物については、出港予定日までに行わせることと/orするので、留意する。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>海上システムに輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、輸出等許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、<u>処理法 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行わなければならぬ</u>ので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p> <p>上記 の輸出等許可内容変更申請の登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合審査区分が簡易審査扱いとなった輸出許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「輸出許可内容変更通知情報」が配信される。また、輸出許可内容変更申請者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2 - 2 前項 の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」(審査区分が簡易審査扱いの場合は「輸出許可内容変更通知書」)として出力し、関係書類を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控情報に表示されている通關担当部門に提出するよう求めるものとする。なお、輸出等許可内容変更申請を行った税関官署と当該輸出の許可を受けた税関官署が異なる場合には、両方の税関官署へ当該申請控又は通知書の提出を求めることがあることとなるので留意する。</p> <p>(輸出許可内容変更の確認)</p> <p>2 - 3 通關担当部門は、海上システムを使用して行われた輸出等許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分 2)となったものについて、</p>	<p>海上システムにより輸出許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより輸出許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通關業者が訂正登録を行う場合には、通關士が訂正内容を審査の上、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなければならないので留意する。</p> <p>上記 の輸出許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通關業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合審査区分が簡易審査扱いとなった輸出許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「輸出許可内容変更通知情報」が配信される。また、輸出許可内容変更申請者と輸出許可を受けた通關業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通關業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p>(輸出許可内容変更申請控等の提出)</p> <p>2 - 2 前項 の規定により通關業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」(別紙様式 M - 215 号)(審査区分が簡易審査扱いの場合は「輸出許可内容変更通知書」(別紙様式 M - 216 号)として出力させ、関係書類を添付して、輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控に表示されている通關担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(輸出許可内容変更の確認)</p> <p>2 - 3 通關担当部門は、海上システムを使用して行われた輸出許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分 2)となったものについて、</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、<u>輸出等許可内容変更申請を行う者</u>と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 節 特定輸出申告</u></p> <p><u>(輸出申告についての規定の準用)</u></p> <p><u>3 - 1 特定輸出申告</u> (法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。) を行う者及びその代理人である通関業者が海上システムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告をしようとする場合には、通関予定蔵置場として当該開港又は不開港の港頭地区の保税地域を選択するものとする。 — 法第 67 条の 11 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 11 - 1 及び 67 の 11 - 2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通關担当部門において取り消した旨の情報を海上システムに登録することとなる。 <p style="text-align: center;"><u>第 4 節 特定委託輸出申告</u></p> <p><u>(輸出申告についての規定の準用)</u></p> <p><u>4 - 1 特定委託輸出申告</u> (法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。) を行う者の代理人である認定通關業者 (法第 79 条の 2 に規定する認定通關業者をいう。) が海上システムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p>	<p>所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、<u>輸出許可内容変更申請者</u>と輸出許可を受けた通關業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通關業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特定委託輸出申告(その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達 67 の 3 - 2 - 1 に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」(C - 9160。以下この項において「申出書」という。)を提出し、当該申告の際に輸出承認証番号等欄に当該申出書の受理番号を、輸出承認証等識別欄に「A E O H」を入力する場合を除く。)を行う場合には、輸出承認証番号等欄に特定保税運送者の利用者コードを、輸出承認証等識別欄に「A E O U」を、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力する必要がある。なお、運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、これらの入力項目のうち貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>第 5 節 コンテナー扱い申出</u></p> <p>(コンテナー扱い申出事項の登録)</p> <p>5 - 1 コンテナー扱い申出を行う者(以下この節において「申出者」という。)が海上システムを使用して、コンテナー扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項を海上システムへ入力し、コンテナ扱い申出事項の登録を行うものとする。</p> <p>(コンテナー扱い申出)</p> <p>5 - 2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナ扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の出力内容を確認して送信又は事前に申し出した事項を利用して送信することにより行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 3 節 コンテナー扱い申出</u></p> <p>(コンテナー扱い申出事項の登録)</p> <p>3 - 1 コンテナー扱い申出を行う者(以下この節において「申出者」という。)が海上システムを使用して、コンテナー扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項を海上システムへ入力させ、コンテナ扱い申出事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>(コンテナー扱い申出)</p> <p>3 - 2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナ扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われたコンテナ扱い申出事項登録を利用して、これにコンテナ扱い申出番号を入力し送信することにより、行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（審査区分選定及び関係情報の配信）</p> <p><u>5 - 3</u> （省略）</p> <p>（取引関係書類の提出又は提示）</p> <p><u>5 - 4</u> コンテナー扱い申出が海上システムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとなったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」が配信される。 また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナー扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は<u>提示を求めるもの</u>とする。</p> <p>（コンテナー扱いの訂正）</p> <p><u>5 - 5</u> コンテナー扱いを申し出た後、当該コンテナー扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナー扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者において通関担当部門に対し訂正についての申し出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナー扱い申出を撤回の上、再度申出を行うものとする。</p> <p>「<u>輸出申告変更事項登録</u>」業務を利用して申出を行った項目及び訂正を必要とする項目を入力し送信、又は「<u>輸出申告変更事項呼出し</u>」業務を利用して必要事項を入力し送信することによりコンテナ扱い申出変更事項登録情報として自動的に応答画面に出力される内容を確認の上、追加又は訂正を要する項目を入力して送信することにより<u>訂正登録</u>を行うものとする。</p> <p>上記 による海上システムの処理の結果、コンテナー扱い申出事項が受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信される。</p> <p>上記 の場合に、通関担当部門は、変更後のコンテナー扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナー扱い申出に係る取引関係書類の提出又は提示を求めるものとす</p>	<p>（審査区分選定及び関係情報の配信）</p> <p><u>3 - 3</u> （同左）</p> <p>（取引関係書類の提出又は提示）</p> <p><u>3 - 4</u> コンテナー扱い申出が海上システムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとなったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」が配信される。 また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナー扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は<u>提示させるもの</u>とする。</p> <p>（コンテナー扱いの訂正）</p> <p><u>3 - 5</u> コンテナー扱いを申し出た後、当該コンテナー扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナー扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナー扱い申出を中止の上、再度申出をさせなければならない。</p> <p>海上システムによりコンテナー扱い申出時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することによりコンテナ扱い申出変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、コンテナ扱い申出変更の登録を行わせるものとする。</p> <p>上記 によりコンテナー扱い申出内容の変更が海上システムによる処理の結果、受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信される。</p> <p>上記 の場合に、通関担当部門は、変更後のコンテナー扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナー扱い申出に係る取引関係書類を提出又は提示させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る。	
（審査終了の登録） <u>5 - 6</u> （省略）	（審査終了の登録） <u>3 - 6</u> （同左）
<u>第 6 節 本船・ふ中扱い承認申請</u>	<u>第 4 節 本船・ふ中扱い承認申請</u>
（本船・ふ中扱い承認申請） 6 - 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、「 <u>本船・ふ中扱い承認申請</u> 」業務を利用して必要事項を入力し又は「 <u>本船・ふ中扱い承認申請呼出し</u> 」業務を利用して貨物情報若しくは輸出申告事項登録情報を呼び出し、必要事項を入力し、申請を行うものとする。	（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録） 4 - 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、当該申請に先立ち、 <u>この章第 1 節 1 - 1 (輸出申告事項の登録)</u> により輸出申告事項登録業務を利用して、本船・ふ中扱い承認申請事項の登録を行わせるものとする。
（削除）	（本船・ふ中扱い承認申請） 4 - 2 申請者が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請扱いを行う場合は、前項の規定により登録した情報を利用し、輸出申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。
（本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信） 6 - 2 前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請が <u>受理された場合</u> において、簡易審査扱いとなったときは「 <u>本船・ふ中扱い承認通知情報</u> 」が、書類審査扱いとなったときは「 <u>本船・ふ中扱い承認申請控情報</u> 」が、それぞれ申請者へ配信される。	（本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信） 4 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請が受理されると、申請者に対し、簡易審査扱いとなった場合は「 <u>本船(ふ中)扱い承認通知情報(輸出)</u> 」が、書類審査扱いとなった場合は「 <u>本船(ふ中)扱い承認申請控情報(輸出)</u> 」が、それぞれ配信される。
（本船・ふ中扱い承認申請書類の提出） 6 - 3 前項の規定により書類審査扱いとなった際に、申請者に「 <u>本船・ふ中扱い承認申請控情報</u> 」が配信されたときは、これを出力し、申請書類を本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、申請を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。	（本船・ふ中扱い承認申請書類の提出） 4 - 4 前項の規定により申請者に「 <u>本船(ふ中)扱い承認申請控情報(輸出)</u> 」が配信されたときは、当該申請控情報を「 <u>本船(ふ中)扱い承認申請控(輸出)</u> 」（別紙様式 M - 227 号、M - 229 号）として出力させ、申請書類を本船(ふ中)扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、申請を行った税

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「<u>本船・ふ中扱い承認通知書</u>」の添付は要しないものとする。</p> <p>また、海上システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物の海上システムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請の変更）</p> <p>6 - 4 この節の 6 - 1 の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通關担当部門に対し変更についての申し出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、<u>申請先官署コード</u>、<u>貨物管理番号等</u>は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、<u>又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うものとする。</u></p> <p><u>本船・ふ中扱い承認申請変更等</u></p> <p>「<u>本船・ふ中扱い承認申請変更</u>」業務に必要事項を入力して送信、又は「<u>本船・ふ中扱い承認申請呼出し</u>」業務により呼出し番号等を入力し、送信することにより自動的に応答画面に出力される内容を変更の上、送信するものとする。</p> <p>関係情報の出力</p> <p>上記 1 により本船・ふ中扱い承認申請変更が<u>受理された</u>場合には、承認前の申請内容の変更である場合には「<u>本船・ふ中扱い承認申請変更控情報</u>」が、承認後の承認内容の変更である場合には「<u>本船・ふ中承認内容変更控情報</u>」が、申請者に配信される。</p> <p>本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出</p> <p>上記 により申請者に「<u>本船・ふ中扱い承認申請変更控情報</u>」又は「<u>本</u></p>	<p>関官署の通關担当部門（以下この節において「通關担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>なお、本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「<u>本船(ふ中)扱い承認通知書(輸出)</u>」（別紙様式 M - 237 号、M - 239 号）の添付は要しないものとする。</p> <p>また、海上システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物の海上システムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税關から交付された当該承認書の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請の変更）</p> <p>4 - 5 この節 4 - 2（<u>本船・ふ中扱い承認申請</u>）の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、承認までの間に申請内容を変更する場合には、あらかじめ申請者から通關担当部門に対し変更についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、<u>輸出者コード</u>、<u>輸出者名及び申告官署コード等</u>は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、<u>再度申請を行わせる</u>ものとする。</p> <p><u>本船・ふ中扱い承認申請変更事項の登録</u></p> <p>海上システムにより、本船・ふ中扱い承認申請時の内容を呼び出して、変更を必要とする事項について上書き入力することにより本船・ふ中級い承認申請変更事項の登録を行わせ、その内容を確認した上で本船・ふ中級い承認申請の変更登録を行わせるものとする。</p> <p>関係情報の出力</p> <p>上記 1 により本船・ふ中扱い承認申請変更が<u>登録された</u>場合には、申請者に「<u>本船(ふ中)扱い承認申請変更控情報(輸出)</u>」が配信される。</p> <p>本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出</p> <p>上記 により申請者に「<u>本船(ふ中)扱い承認申請変更控情報(輸出)</u>」</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>船・ふ中扱い承認内容変更控情報</u>が配信された場合には、当該変更控情報を出力し、必要に応じて変更に係る関係書類を添えて通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱いの承認等） 6 - 5 （省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 節 積戻し申告</u></p> <p><u>7 - 1 海上システムを使用して積戻し申告を行う場合には、第 1 節、第 2 節及び第 5 節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>が配信された場合は、当該変更控情報を「本船（ふ中）扱い承認申請変更控（輸出）」（別紙様式 M - 228 号、M - 230 号）として出力させ、申請書類を、前項の規定に準じて通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>（本船・ふ中扱いの承認等） 4 - 6 （同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 積戻し申告</u></p> <p><u>5 - 1 海上システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第 1 節から第 3 節まで及び第 8 節（輸出申告・輸出許可後の訂正・コンテナー扱い申出・WCO 税関データ・モデルに基づく輸出申告等）の規定を準用する。</u></p> <p><u>第 5 節の 2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正</u></p> <p><u>（展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録）</u></p> <p><u>5 の 2 - 1 展示等承認貨物の積戻し申告（以下「展示等積戻し申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者等（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、FOB 価格等の必要事項をシステムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p><u>（展示等積戻し申告）</u></p> <p><u>5 の 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行うものとする。</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（削除）</p>	<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、税関官署の開庁時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>（審査区分選定及び関係情報の配信）</p> <p>5 の 2 - 3 海上システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い（区分 1 ）となった展示等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展示等積戻し許可通知情報」が配信される。</p>
<p>（削除）</p>	<p>（展示等積戻し申告時の提出書類等の提出）</p> <p>5 の 2 - 4 展示等積戻し申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」（簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類（以下この節において「添付書類」という。）に展示等積戻し申告番号等を付記して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通關担当部門（以下この節において「通關担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>提出期限</p> <p>展示等積戻し申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）</p> <p>提出書類</p> <p>関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税關に提出すべきものとされている添付書類</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削除）	<p><u>（検査等の指定）</u></p> <p><u>5 の 2 - 5 通関担当部門又は前記 5 の 2 - 2 (展示等積戻し申告) の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 5 の 2 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 222 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 223 号）として出力することができる。</u></p> <p><u>（展示等積戻し申告の訂正）</u></p> <p><u>5 の 2 - 6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行わせた後、次により取り扱うものとする。</u></p> <p><u>ただし、申告官署コード、参加者名、通關予定蔵置場コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回</u></p>
（削除）	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（削除）</p>	<p><u>の上、再申告させるものとする。</u> <u>通関業者等に、海上システムにより展示等積戻し申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。</u> <u>ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。</u> <u>上記により輸出申告内容の変更登録が海上システムの処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告変更控情報」が配信される。</u> <u>上記により通關業者等に「展示等積戻し申告変更控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告内容の訂正に係る添付書類に、訂正登録後の展示等積戻し申告番号等を付記して、直ちに通關担当部門に提出させるものとする。</u></p>
<p>（削除）</p>	<p><u>（展示等積戻し許可の通知）</u> <u>5 の 2 - 7 通關担当部門（あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の積戻しを許可しようとするときは、海上システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</u></p> <p><u>（展示等積戻し許可内容変更の申請）</u> <u>5 の 2 - 8 海上システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（削除）</p>	<p>参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。</p> <p>なお、システムで行う展示等積戻し許可内容変更手続は、保税地域等のシステムへの参加・不参加を問わず、船積完了登録又は出港予定日のいずれか早い日までに行わせることとするので、留意する。</p> <p>海上システムにより展示等積戻し許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。</p> <p>ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通關士が訂正内容を審査の上、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。</p> <p>上記 の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通關業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通關業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通關業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p>（展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出）</p> <p>5 の 2 - 9 前項 の規定により通關業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「展示等積戻し許可内容変更申請控」（別紙様式 M - 219 号）として（審査区分が簡易審査扱いであり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を「展示等積戻し許可内容変更通知書」（別紙様式 M - 219 - 2 ）として）出力させ、関係書類を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、同日の翌日までとする。）に、当該申請控（又は当該通知書）に表示され</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削除）	<p><u>ている通関担当部門に提出させるものとする。</u></p> <p><u>（展示等積戻し許可内容変更の確認）</u></p> <p><u>5 の 2 - 10 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</u></p> <p><u>なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</u></p>
<p><u>第 8 節 予備審査制による申告</u></p> <p><u>（予備申告事項の登録）</u></p> <p><u>8 - 1 輸出申告（特定輸出申告及び特定委託輸出申告を除く。）又は積戻し申告（保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告を除く。）（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うものとする。</u></p> <p>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>輸出申告事項登録</u>」業務を利用して必要事項を登録する方法 — 「<u>輸出申告事項呼出し</u>」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法 <p><u>（予備申告）</u></p>	<p><u>第 6 節 予備審査制による申告</u></p> <p><u>（予備申告事項の登録）</u></p> <p><u>6 - 1 輸出申告又は積戻し申告（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、<u>この章第 1 節 1 - 1 （輸出申告事項の登録）</u>の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>輸出申告</u>」業務を利用して、必要事項を登録する方法 — 「<u>輸出申告事項登録</u>」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法 	<p><u>6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」(当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。)を入力の上、この章第1節1 - 2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行うものとする。</u></p> <p><u>(注)「予備申告の申告条件コード区分」</u></p> <p><u>申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき（当該時刻が税関官署の開庁時間外の場合は、翌開庁時間）に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード</u></p>
<p>（予備申告の受理）</p> <p><u>8 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に「<u>輸出申告控情報</u>」等が配信される。</u></p>	<p>（予備申告の受理）</p> <p><u>6 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「<u>輸出予備申告控情報</u>」又は「<u>積戻し予備申告控情報</u>」（以下この節においてこれらを「<u>予備申告控情報</u>」という。）が配信される。</u></p>
<p>（審査区分）</p> <p><u>8 - 4 （省略）</u></p>	<p>（審査区分）</p> <p><u>6 - 4 （同左）</u></p>
<p>（予備申告時の添付書類等の提出）</p> <p><u>8 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</u></p>	<p>（予備申告時の添付書類等の提出）</p> <p><u>6 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「<u>通関担当部門</u>」という。）に提出させる。</u></p>
<p>（予備申告の訂正）</p> <p><u>8 - 6 通関業者等において、予備申告の登録後、当該予備申告に係る輸出</u></p>	<p>（予備申告の訂正）</p> <p><u>6 - 6 予備申告の訂正是、通関業者等にこの章第1節1 - 6（輸出申告の</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>申告等までの間に、当該予備申告の内容を訂正しようとするときは、あらかじめ予備申告を行った税関官署の通関担当部門に申し出た上で、予備申告変更事項の登録を行うものとする。</u></p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に<u>提出することを求めるもの</u>とする。</p> <p>(審査終了の登録) 8 - 7 (省略)</p> <p>(検査の通知) 8 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(輸出申告等) 8 - 9 予備申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合には、予備申告の際に<input type="checkbox"/>入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸出申告等を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸出申告を行う予定の保税地域に当該申告に係る貨物が搬入された後、倉主等の当該貨物に係る搬入確認登録を契機として自動的に輸出申告等を行う。 — 申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸出申告を行う予定の保税地域に当該申告に係る貨物が搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。 — 申告条件コードとして「A」を入力した場合 コンテナー扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告を行う予定の保税地域に搬入された後、倉主等による搬入確認登録を契機として自動的に輸出申告等を行う。 — 申告条件コードとして「B」を入力した場合 コンテナー扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告を行う予定の保 	<p><u>訂正</u>)の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。</p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に<u>提出させるもの</u>とする。</p> <p>(審査終了の登録) 6 - 7 (同左)</p> <p>(検査の通知) 6 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5 (<u>検査の指定</u>)の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(輸出申告等) 6 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1 - 2 (輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>税地域に搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。</u></p> <p>（輸出申告時の添付書類等の提出）</p> <p><u>8 - 10</u> 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 の規定に準じて、これを提出させるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸出申告等については、この節<u>8 - 5</u> 又は<u>8 - 6</u> の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p>	
<p><u>第 9 節 原本情報の訂正</u></p> <p>（原本情報の訂正登録）</p> <p><u>9 - 1</u> 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（輸出申告時の添付書類等の提出）</p> <p><u>6 - 10</u> 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 <u>（輸出申告時の添付書類等の提出）</u> の規定に準じて、これを提出させるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸出申告等については、この節<u>6 - 5</u> <u>（予備申告時の添付書類等の提出）</u> 又は<u>6 - 6</u> <u>（予備申告の訂正）</u> の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 節 原本情報の訂正</u></p> <p>（原本情報の訂正登録）</p> <p><u>7 - 1</u> 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 8 節 WCO 税関データ・モデルに基づく輸出申告等</u></p> <p>（WCO 税関データ・モデルに基づく輸出申告等）</p> <p><u>8 - 1</u> WCO 税関データ・モデルに基づく輸出申告、輸出申告内容の訂正、輸出許可内容の訂正、予備申告及び予備申告内容の訂正（以下この節において「WCO 輸出申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを利用して WCO 輸出申告等（カナダを仕向地とする貨物に係るものに限る。）を行う場合は、海上システムに登録されている輸出貨物情報又は輸出申告情報を利用すること等により WCO 輸出申告等における申告者名、数量、価格等の必要事項並びに次に定める処理区分コード及び申告条件コードを入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>ただし、通関業者が WCO 輸出申告等を行う場合には、あらかじめ通關士が画面又は入力控により申告内容を審査した上で、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して WCO 輸出申告等を行わせなければならないので、留意する。</p> <p>(WCO 輸出申告等の処理区分コード及び申告条件コード)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出申告を行う場合 処理区分コード「9」、申告条件コード「D」 ・輸出申告内容又は輸出許可内容の訂正を行う場合 処理区分コード「5」、申告条件コード「D」 ・予備申告（本申告手動起動）を行う場合 処理区分コード「9」、申告条件コード「T」 ・予備申告後の輸出申告を行う場合 処理区分コード「9」、申告条件コード「H」 ・予備申告内容の訂正を行う場合 処理区分コード「5」、申告条件コード「T」
(削除)	<p>(WCO 税關データ・モデルに基づく輸出申告に係るその他の業務処理)</p> <p>8 - 2 前記 8 - 1 (WCO 税關データ・モデルに基づく輸出申告等) に規定する WCO 輸出申告等に係る業務処理等については、同項の規定のほか、この章第 1 節 1 - 3 (審査区分選定) から 1 - 7 (輸出許可の通知)までの規定、第 2 節 (輸出許可後の訂正)、第 5 節 (積戻し申告) 及び第 6 節 (予備審査制による申告)(6 - 1 (予備申告事項の登録) を除く。)の規定に準じて行わせ、又は行うものとする。</p>
<u>第 10 節 仕入書の提出</u>	(新設)
(インボイス情報の登録)	(新設)
10 - 1 輸出者が、仕入書（法第 68 条第 1 項に規定する仕入書をいう。以下同じ。）を海上システムに登録して輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び積戻し申告を含む。）において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号等の必要事項を入力することにより登録するものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録を行った仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録を行った元となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を画面で提出することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。</p> <p>(インボイス・パッキングリスト情報の訂正)</p> <p>10 - 2 輸出者が前項において海上システムに登録した仕入書に係る情報について訂正を行おうとする場合には、次のいずれかの方法により訂正登録を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して、登録した項目、訂正を必要とする項目等を入力の上、送信する方法 — 「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス受付番号を入力し、送信することにより配信されたインボイス・パッキングリスト情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法 	
第 11 節 別送品輸出申告	(新設)
<p>(別送品輸出申告事項の登録)</p> <p>11 - 1 別送品輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、荷送人氏名等の必要事項を海上システムに入力し、別送品輸出申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、別送品輸出申告に際して、書面によりパッキングリストを提出する場合は、「品名」欄、「数量」欄、「価格」欄及び「番号」欄の入力を省略することができる。</p> <p>(別送品輸出申告)</p> <p>11 - 2 通関業者等が海上システムを使用して別送品輸出申告を行う場合</p>	(新設)
	(新設)
	(新設)

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、前項の規定により登録された別送品輸出事項について、通関業者等に 出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行 われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を 入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場 合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は 入力控により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行わなければな らないので留意する。</p> <p>なお、別送品輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域 に未搬入であっても、別送品輸出申告の入力をしておくことにより、倉主 等による搬入確認の登録をもって自動的に別送品輸出申告を行うこと ができ、また、税関官署の開庁時間外に別送品輸出申告の入力をしておくこ とにより、税関官署の翌開庁時に自動的に別送品輸出申告を行うこと ができるものとする。</p>	
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>11-3 海上システムにおいては、前項の別送品輸出申告が行われた場合に おいて、当該別送品輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通 関業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信される。</p>	(新設)
<p>(別送品輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>11-4 別送品輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「別 送品輸出申告控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の別送品 輸出申告に係る必要な書類（以下この節において「添付書類等」という。） に別送品輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、別送品輸 出申告を行った税関官署の別送担当部門（以下この節において「別送担当 部門」という。）に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 提出期限 別送品輸出申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当 たるときは、同日の翌日までとする。） — 提出書類 	(新設)

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法その他関税に関する法令の規定により、別送品輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>11-5 別送担当部門は、審査区分が検査扱い(区分3)となった別送品輸出申告については、現場検査又は検査場検査(大型X線による検査を含む。)のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(運搬・倉主等用)」(別紙様式M-300号)として出力し、検査指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等に利用するものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報(倉主等用)」が配信されるので、当該倉主等においても、必要に応じ「検査指定票(倉主等用)」として出力し、利用することができる。</p> <p>(別送品輸出申告の訂正)</p> <p>11-6 別送品輸出申告を行った通関業者等が当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ当該通関業者等は、別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告をするものとする。</p> <p>通関業者等は、海上システムにより別送品輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出申告の変更の登録を行うものとする。</p> <p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通關士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならないので留意する。</p> <p>上記の変更の登録に係る海上システムの処理の結果、当該変更事項</p>	(新設)
	(新設)

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「別送品輸出申告変更控情報」が配信される。</p> <p>上記により通関業者等に「別送品輸出申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸出申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸出申告番号等を付記して、直ちに別送担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p><u>(輸出許可の通知)</u></p> <p>11-7 別送担当部門は、海上システムを使用して行われた別送品輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、当該貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて別送品輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。</p> <p>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間が海上システムにより自動的に払い出される。</p> <p><u>(別送品輸出許可内容変更の申請)</u></p> <p>11-8 通関業者等が、海上システムを使用して行う別送品輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ当該通関業者等は、別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等の変更はできないので、別送品輸出止め再輸入で処理し、再度、別送品輸出申告を行うこととなる。</p> <p>なお、許可内容の訂正是、別送品輸出申告の許可後に船積情報登録又は船積確認登録が行われるまでに行う必要があるので留意する。</p> <p>海上システムに別送品輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行わなければならないので留意する。また、当該申請を税関官署の開</p>	（新設）
	（新設）

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p> <p>上記の別送品輸出許可内容変更申請の登録が行われた場合において、通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>（別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出）</p> <p>11 - 9 前項の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、別送品輸出許可内容変更申請を行った税関官署と当該輸出の許可を受けた税関官署が異なる場合には、両方の税関官署へ当該申請控の提出を求ることとなるので留意する。</p> <p>（別送品輸出許可内容変更の確認）</p> <p>11 - 10 別送担当部門は、海上システムを使用して行われた別送品輸出許可内容変更申請について、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、別送品輸出許可内容変更申請を行う者と別送品輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合には、別送品輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p>	
第 5 章 輸入通関関係	第 5 章 輸入通関関係
第 1 節 輸入申告	第 1 節 輸入申告
（輸入申告事項の登録）	（輸入申告事項の登録）
1 - 1 輸入申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告	1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>貨物をいう。以下同じ。) の輸入申告を除く。) 輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、<u>次のいずれかの方法により</u>輸入申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、<u>マルチペイメントネットワークを利用して電子的に</u>納付する方法による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>輸入申告事項登録</u>」業務を利用して、必要事項を入力して登録する方法 — 「<u>輸入申告事項呼出し</u>」業務を利用して、輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法 <p>(輸入申告)</p> <p>1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は<input type="checkbox"/>控情報として出力される内容を確認の上、<u>次のいずれかの方法により</u>輸入申告の登録を行うものとする。</p> <p>なお、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、<u>処理法第 5 条の規定に基づきあらかじめ</u>通關士が応答画面又は<input type="checkbox"/>控等により申告内容を審査の上、<u>輸入申告を行わなければならない</u>ので、留意する。</p> <p>また、<u>輸入申告事項登録済みの貨物</u>については、<u>当該貨物が保税地域に搬入されていない</u>場合であっても、<u>輸入申告の入力</u>をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行なうことができ、また、税關官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、税關官署の翌開庁時に自動的に輸入申告を行うことができるものとする</p>	<p>定する特例申告をいう。以下同じ。) に係る貨物の輸入申告をいう。以下同じ。) を除く。) 輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力し、<u>輸入申告事項の登録</u>を行うものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、<u>M P N 利用方式</u>による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力するものとする。</p> <p>(輸入申告)</p> <p>1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通關業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合であっても、通關業者が輸入申告を行う場合には、<u>あらかじめ</u>通關士が応答画面又は<input type="checkbox"/>控等により申告内容を審査の上、<u>当該通關士の利用者コード及びパスワード</u>を入力して輸入申告を行ななければならないので、留意する。</p> <p>なお、<u>輸入申告事項登録済みのもの</u>については、<u>貨物が保税地域に未搬入</u>であっても<u>輸入申告の入力</u>をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行わせることができ、また、税關官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、<u>税關の翌開庁時</u>に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「輸入申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法 — 「輸入申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法 <p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1 - 3 海上システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が専用口座振替方式又はリアルタイム口座振替方式の場合若しくは直納方式又はMPN利用方式であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可等となり、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残高不足の場合、<u>担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合、直納方式又はMPN利用方式の場合であって、納期限延長が適用されないときには、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認の通知は行われず、海上システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報(直納)」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。</u></p> <p><u>この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記8-3による。</u></p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1 - 3 海上システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が口座振替方式の場合若しくは直納方式又はMPN利用方式であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可等となり、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残高不足の場合又は担保残高不足の場合には、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認の通知は行われず、海上システムを通じて口座残高が不足している旨又は担保が不足している旨がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。</p> <p><u>また、これと同時に、関税等の納付方式が次に掲げる場合には、それぞれの納付方法に応じて、次により関税等の納付を行わせるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式M-146号)として出力させ、口座振替を行わせるものとする。 — 直納方式(包括納期限延長方式が適用される場合を除く。)の場合は、通関業者等に「納付書情報(直納)」が配信される(輸入許可前

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告については、通関業者等に「<u>輸入申告控情報</u>」又は「<u>輸入許可前貨物引取承認申請控情報</u>」が配信される。</p> <p>（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「<u>輸入申告控情報</u>」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1 ）の場合は「<u>輸入許可通知情報</u>」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「<u>添付書類等</u>」という。）に輸入申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「<u>通関担当部門</u>」という。）への提出を求めるものとする。</p> <p>なお、第 10 節の規定により海上システムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>提出書類</p> <p>（省略）</p> <p>関税法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税關に提出すべきものとされている仕入書その他の書類（原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認等を証する書類等。ただし、海上システムを利用して法第 70 条第 2 項の規定による証明が</p>	<p><u>貨物引取承認申請の場合を除く。）ので、これを「納付書」（別紙様式 M - 141 号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</u></p> <p><u>— M P N 利用方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いて M P N 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。</u></p> <p>審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告については、通関業者等に「<u>輸入申告控情報</u>」が配信される。</p> <p>（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「<u>輸入申告控情報</u>」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1 ）の場合は「<u>輸入許可通知情報</u>」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「<u>添付書類等</u>」という。）に輸入申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「<u>通関担当部門</u>」という。）に提出させるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>提出書類</p> <p>（同左）</p> <p>関税法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税關に提出すべきものとされている仕入書その他の書類（原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認等を証する書類等。ただし、海上システムを利用して法第 70 条第 2 項の規定による証明が</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行われた場合については、関税法基本通達 70 - 3 - 1 に基づく許可・承認等を証する書類の提出は省略させて差し支えないものとする。)</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通関担当部門又はこの節 1 - 2 の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び次節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告について現場検査、検査場検査（大型 X 線による検査を含む。）見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通關担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通關担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通關業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報」が、通關業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬・倉主等用）」（別紙様式 M - 301 号）として出力し、通關業者等において検査指定貨物についてその蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行うものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報」が配信されるので、倉主等においても、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」として出力し、利用することができる。</p> <p>（輸入申告の訂正）</p> <p>1 - 6 輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可等までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（専用口座振替方式による納付にあっては、海上システムに設定される口座ファイルからの引落し）までの間）に、法第 7 条の 14 第 2 項若しくは</p>	<p>行われた場合については、関税法基本通達 70 - 3 - 1（他法令による許可・承認等の確認）に基づく許可・承認等を証する書類の提出は省略させて差し支えないものとする。)</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通關担当部門又は前記 1 - 2（輸入申告）の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び次節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告について現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通關担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通關担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通關業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）」が、通關業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 332 号）として出力させ、通關業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 333 号）として出力することができる。</p> <p>（輸入申告の訂正）</p> <p>1 - 6 輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可等までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（口座振替納付にあっては、口座ファイルからの引落し）までの間）に、法第 7 条の 14 第 2 項（補正による修正申告）又は第 7 条の 16 第 4 項ただ</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 7 条の 16 第 4 項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合又はその他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、通関業者等からあらかじめ通関担当部門に対し訂正についての<u>申出</u>を行った上で、「輸入申告変更事項登録」業務を利用して申告した事項及び訂正を必要とする事項を<input type="checkbox"/>して送信、又は「輸入申告変更事項の呼出し」業務を利用して申告等番号を<input type="checkbox"/>して送信することにより応答画面に出力される情報を確認の上、追加又は訂正事項を<input type="checkbox"/>して送信することにより訂正登録を行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード（同一の税関管轄内の場合を除く。）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入申告を撤回の上、再申告することが必要となること、及びいずれの方法により訂正する場合であっても、通関業者が輸入申告の訂正を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づきあらかじめ通關士が応答画面又は<input type="checkbox"/>等により訂正内容を審査の上、輸入申告の訂正を行わなければならないので、留意する。</p> <p>また、訂正の登録の結果、受理されたときは、通關業者等に変更後の情報に基づく「輸入申告変更控情報」が配信されるため、当該情報の輸入申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、納付書（当初輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録）の際に納付方式として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、直ちに通關担当部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通關担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録す</p>	<p>し書（是正による更正）の規定に基づき申告内容を訂正する場合、その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、通關業者等からあらかじめ通關担当部門に対し訂正についての<u>申し出</u>を行わせた後、次により取り扱うものとする。</p> <p>ただし、輸入者コード、輸入者名、通關予定蔵置場コード（同一官署内の場合を除く。）及び申告官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入申告を撤回の上、再申告させるものとする。</p> <p>通關業者等に、当初輸入申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書きして<input type="checkbox"/>することにより輸入申告変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸入申告変更の登録を行わせるものとする。</p> <p>ただし、通關業者が訂正を行う場合には、通關士が訂正内容を審査の上、当該通關士の利用者コード及びパスワードを<input type="checkbox"/>して行わせなければならないので留意する。</p> <p>上記 の変更登録がシステム処理の結果受理されたときは、通關業者等に変更後の情報に基づく「輸入申告変更控情報」が配信される。</p> <p>上記 により通關業者等に「輸入申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸入申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、納付書（当初輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録）の際納付方式として直納方式を選択したため、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、直ちに通關担当部門に提出させるものとする。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通關担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録す</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通関担当部門が検査担当部門に依頼した場合には、検査担当部門において審査（検査）を終了した旨、海上システムに登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸入（引取）申告</p> <p>（輸入（引取）申告事項の登録）</p> <p>2 - 1 輸入（引取）申告（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者に係る同条第 2 項に規定する特例申告貨物の輸入申告をいう。以下この節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（特例委託輸入者の特例申告貨物に係る輸入申告にあっては、法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者に限る。以下この節及び次節において同じ。）（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、前節（1 - 3 及び 1 - 4 を除く。）に準じて行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、前節 1 - 4 中「輸入申告控情報」とあるのは「輸入（引取）申告控情報」と、「輸入許可通知情報」とあるのは「輸入（引取）許可通知情報」と、「輸入申告番号等」とあるのは「輸入（引取）申告番号、利用者コード及び利用者名（通関業者等名）」と、1 - 6 中「輸入申告変更控情報」とあるのは「輸入（引取）申告変更控情報」と読み替えるものとする。</p> <p>また、上記のほか、特例輸入者に係る特例申告貨物の取扱いについては、以下のとおり行うこととなるので留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法第 67 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前に海上システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。 — 輸入（引取）申告に係る仕入書については、前節 1 - 4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書の提出を省略できるものとする。 	<p>るものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸入（引取）申告</p> <p>（輸入（引取）申告事項の登録）</p> <p>2 - 1 輸入（引取）申告を行う者及びその代理人である通關業者（以下の節において「通關業者等」という。）が海上システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合は、当該輸入（引取）申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力させ、輸入（引取）申告事項の登録を行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</u></p> <p>2 - 2 海上システムにおいては、前項の輸入(引取)申告が行われた場合に、当該輸入(引取)申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>— 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入(引取)申告については、直ちに輸入許可となり、通関業者等に「輸入(引取)許可通知情報」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合には、当該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「輸入(引取)申告控情報」が通関業者等へ配信される。</p> <p>— 審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入(引取)申告については、通関業者等に「輸入(引取)申告控情報」が配信される。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p><u>(輸入(引取)申告)</u></p> <p>2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入(引取)申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入(引取)申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入(引取)申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入(引取)申告番号を入力し、送信することにより、行うものとする。ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入(引取)申告を行う場合には、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入(引取)申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、輸入(引取)申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸入(引取)申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入(引取)申告を行わせることができ、また、税關官署の開庁時間外に輸入(引取)申告の入力をしておくことにより、税關の翌開庁時に自動的に輸入(引取)申告を行うことができるものとする。</p> <p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力)</u></p> <p>2 - 3 海上システムにおいては、前項の輸入(引取)申告が行われた場合において、当該輸入(引取)申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通關業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>— 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入(引取)申告については、輸入(引取)申告後直ちに輸入(引取)許可となり、通關業者等に「輸入(引取)許可通知情報」が配信される。</p> <p>— 審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入(引取)申告については、通關業者等に「輸入(引取)申告控情報」が配信される。</p> <p><u>(輸入(引取)申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>2 - 4 前項の規定により通關業者等に「輸入(引取)申告控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の輸入(引取)申告に係る添付書類等</p>
(削除)	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
	区分	輸入（引取）申告控	仕入書
	<u>簡易審査扱い</u> <u>(区分 1) の</u> <u>場合(関税法</u> <u>基本通達 67 -</u> <u>3 - 4 (輸入</u> <u>申告書の添付</u> <u>書類) の又</u> <u>はに規定す</u> <u>る書類の提出</u> <u>が必要となる</u> <u>場合に限る。)</u>		(注)
	<u>書類審査扱い</u> <u>(区分 2) 又</u> <u>は検査扱い</u> <u>(区分 3) の</u> <u>場合</u>	—	—

（注）提出書類には、輸入（引取）申告番号、利用者コード及び利用

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>者名（通関業者等名）を記載させる。</u> <u>なお、法令の規定により税関長の承認を受けたときに内国消費税を免除することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入（引取）申告を行う前に提出せることとする。</u></p> <p><u>（検査等の指定）</u> <u>2 - 5 通関担当部門又は検査担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸入（引取）申告について現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のこと）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通關担当部門が行っていた貨物の検査のこと）をいう。）を含む。以下この項及びこの節 2 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通關業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通關業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 332 号）として出力させ、通關業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行わせるものとする。</u> <u>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ、「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 333 号）として出力することができる。</u></p> <p><u>（輸入（引取）申告の訂正）</u> <u>2 - 6 輸入（引取）申告の後、当該申告に係る輸入（引取）許可までの間に申告内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、通關業者等からあらかじめ通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸入者コード、通關予定蔵置場コード（同一官署内の場合を除く。）及び申告官署コード等は訂正でき</u></p>
(削除)	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>ないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入（引取）申告を撤回の上、再申告させるものとする。</p> <p>— 通関業者等に、当初輸入（引取）申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書きして入力することにより輸入（引取）申告変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸入（引取）申告変更の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者が訂正を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので留意する。</p> <p>— 上記 の変更登録がシステム処理の結果受理されたときは、通関業者等に変更後の情報に基づく「輸入（引取）申告変更控情報」が配信される。</p> <p>— 上記 により通関業者等に「輸入（引取）申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸入（引取）申告内容の訂正に係る訂正登録後の添付書類等に輸入申告番号等を付記して、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p>
（削除）	<p>（審査終了の登録）</p> <p>2 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控 5 の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p>
第 3 節 特例申告	第 3 節 特例申告

（特例申告事項の登録）

3 - 1 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）が海上システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち、次のい

（特例申告事項の登録）

3 - 1 特例申告を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）が海上システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>すれかの方法により特例申告事項の登録を行うものとする。</u></p> <p>なお、輸入(引取)許可後に自動的に特例申告を行おうとする場合には、<u>輸入(引取)申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>「輸入申告変更事項登録」業務を利用して必要事項を入力して送信する方法</u> — <u>「輸入申告変更事項呼出し」業務により申告等番号、輸入者コード等を入力して送信し、応答画面に出力される情報を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u> <p>(特例申告)</p> <p>3 - 2 海上システムを使用して特例申告を行う場合には、前項の規定により登録された特例申告事項について、<u>通関業者等において出力される応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「輸入申告変更」業務を利用して申告等番号を入力して送信、又は「輸入申告変更事項登録」業務により特例申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより特例申告の登録を行うものとする。</u></p> <p><u>この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記 8 - 3 による。</u></p>	<p><u>システムに入力させ、特例申告事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、輸入(引取)許可後に自動的に特例申告を行う場合には、<u>輸入(引取)申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行わせるものとする。</u></p> <p>(特例申告)</p> <p>3 - 2 <u>通関業者等が海上システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について<u>通関業者等に</u>出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入(引取)申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。なお、この入力に当たっては、この章第 1 節 1 - 1 (輸入申告事項の登録)なお書の規定を準用する。</u></p> <p><u>また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式 M - 146 号)として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</u> — <u>直納方式(特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。)の場合は、通関業者等に「納付書情報(直納)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式 M - 141 号)として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</u> — <u>M P N 利用方式(特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。)の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いて M P N 利用方式により関税等の納付を行</u>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、特例申告に当たっては、この章第 1 節 1 - 2 なお書の規定を準用する。</p> <p>また、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができる。</p> <p>（期限内特例申告の訂正）</p> <p>3 - 3 海上システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）について、納付すべき税額に不足額があること又は納付すべき税額がないことされていた場合であって納付すべき税額があったこと若しくは納付すべき税額が過大であることが判明した場合には、関税法基本通達 7 の 2 - 4 の規定による特例申告書に出力された特例申告控情報を添付して提出するものとする。</p> <p>（特例申告納期限延長の申請）</p> <p>3 - 4 特例申告に係る関税等の納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）の申請を海上システムにおいて行おうとする場合には、この節 3 - 1 の規定による特例申告事項の登録に併せて必要な事項を登録して行うものとする。</p> <p>（関係情報の配信）</p> <p>3 - 5 海上システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告納期限延長申請控」が配信されるとともに、直納方式の場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN 利用方式の場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、口座振替方式の場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。</p> <p>なお、口座残高不足又は担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。</p>	<p>わせるものとする。</p> <p>また、特例申告に当たっては、この章第 1 節 1 - 2 （輸入申告）ただし書の規定を準用する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。</p> <p>（期限内特例申告の訂正）</p> <p>3 - 3 海上システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）の事項について、提出期限までに訂正しようとする特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項（申告の特例）に規定する特例輸入者をいう。）がある場合には、訂正後の事項を記載した特例申告書（書面）を提出することにより、既に行った期限内特例申告との差替えを認めて差し支えない。</p> <p>（特例申告納期限延長の申請）</p> <p>3 - 4 特例申告に係る関税等の納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）の申請を海上システムにおいて行う場合は、この節 3 - 1 （特例申告事項の登録）の規定による特例申告事項の登録に併せて必要な事項の登録を行わせ、特例申告と併せて行わせるものとする。</p> <p>（関係情報の配信）</p> <p>3 - 5 海上システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控情報等」（「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）情報」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）情報」をいう。以下同じ。）又は「一括特例申告控情報等」（「一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）情報」又は「一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）情報」をいう。以下同じ。）が配信される。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特例申告控等の提出）</p> <p>3 - 6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>前項において配信される特定申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 M - 302 号）又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（別紙様式 M - 303 号）</p> <p>及び（省略）</p> <p>関税法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類</p> <p>なお、会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を 1 部追加して、持例申告控に添付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告</p> <p>（蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録）</p> <p>4 - 1 蔽入承認、移入承認若しくは総保入承認又は展示等（以下「蔵入等承認」という。）の申請又は申告（以下「蔵入等承認申請等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して行う蔵入・移入・総保入承認申請の取扱いについては、第 1 節（1 - 3 を除く。）に準じて行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、1 - 4 中「輸入申告控情報」又は「輸入許可前貨物引取承認申請控情報」とあるのは「蔵入承認申請控情報」「移入承</p>	<p>（特例申告控等の提出）</p> <p>3 - 6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>前項の規定により通関業者等に「特例申告控情報等」又は「一括特例申告控情報等」が配信されたときに、当該情報を出力した「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 M - 322 号）、「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（別紙様式 M - 322 号）、「一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 M - 323 号）又は「一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（別紙様式 M - 323 号）（下記において、「特例申告控等」という。）（ただし、次に掲げる場合に限る。）</p> <p>及び（同左）</p> <p>関税法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類</p> <p>なお、会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を 1 部追加して、持例申告控等に添付させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告</p> <p>（蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録）</p> <p>4 - 1 蔽入承認、移入承認若しくは総保入承認又は展示等（以下「蔵入等承認」という。）の申請又は申告（以下「蔵入等承認申請等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して蔵入・移入・総保入承認申請を行う場合は、当該蔵入・移入・総保入承認申請に先立ち、申請者、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力して蔵入・移入・総保入承認申請に係る申請事項又は申告事項の登録を行わせるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認申請控情報」、「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」と、 <u>1 - 4 中「輸入許可通知情報」とあるのは「蔵入承認通知情報」、「移入承認通知情報」、「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」と、1 - 7 中「終了した旨」とあるのは「終了した旨（展示等申告に係る蔵入等承認申請等であって、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）</u></p> <p><u>4 - 2 海上システムにおいては、前項の蔵入等承認申請等が行われた場合に、当該申請等について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</u></p> <p><u>— 審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった申請等については、直ちに蔵入等承認となり、通関業者等に「蔵入承認通知」「移入承認通知」「総保入承認通知」又は「展示等承認通知」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合には、当該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「蔵入承認申請控」「移入承認申請控」「総保入承認申請控」又は「展示等申告控」が通関業者等へ配信される。</u></p> <p><u>— 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった蔵入等承認申請等については、「蔵入承認申請控」「移入承認申請控」「総保入承認申請控」又は「展示等申告控」が通関業者等へ配信される。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p><u>（蔵入等承認申請等）</u></p> <p><u>4 - 2 通関業者等が海上システムを使用して蔵入等承認申請等を行う場合は、前項の規定により登録された申請又は申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信せることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び蔵入・移入・総保入承認申請に係る申請番号等を入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、蔵入等承認申請等に当たっては、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）ただし書及びなお書の規定を準用する。</u></p> <p><u>（審査区分選定及び関係情報の配信）</u></p> <p><u>4 - 3 蔵入等承認申請等が海上システムにより受理されたときは、当該蔵入等承認申請等について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</u></p> <p><u>審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった蔵入等承認申請等については、蔵入等承認申請等後直ちに蔵入等承認等が行われ、通関業者等に「蔵入承認通知情報」「移入承認通知情報」若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」（以下「蔵入等承認通知情報」とい</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>う。）が配信される。</u> <u>審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった蔵入・移入・総保入承認申請については、「蔵入承認申請控情報」、「移入承認申請控情報」、「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」（以下「蔵入等承認申請等控情報」という。）が配信される。</u>
（削除）	<u>（蔵入等承認申請等の際の関係書類等の提出）</u> <u>4 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）の場合は、「蔵入等承認申請等通知情報」）が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る添付書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4（輸入申告時の関係書類等の提出）の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通關担当部門に提出させるものとする。</u>
（削除）	<u>（検査の指定）</u> <u>4 - 5 審査区分が検査扱い（区分 3）となった蔵入等承認申請等に係る検査の指定については、この章第 1 節 1 - 5（検査の指定）の規定を準用する。</u>
（削除）	<u>（蔵入等承認申請等の訂正）</u> <u>4 - 6 蔵入等承認申請等の後、当該蔵入等承認申請等に係る蔵入等承認までの間に申請内容又は申告内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、この章第 1 節 1 - 6（輸入申告の訂正）の規定を準用する。</u>
（削除）	<u>（審査終了の登録）</u> <u>4 - 7 蔵入等承認申請等の審査終了の登録については、この章第 1 節 1 - 7（審査終了の登録）の規定を準用する。この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。</u>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>（予備申告事項又は予備申告事項の登録）</p> <p>5 - 1 輸入申告、輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者及びその<u>代理人</u>である通関業者（特例委託輸入者の特例申告貨物について行う場合は認定通関業者に限る。以下この節において同じ。）（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、<u>次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行ふものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>輸入申告事項登録</u>」業務を利用して必要事項を登録する方法 — 「<u>輸入申告事項呼出し</u>」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法 <p>（予備申告等）</p> <p>5 - 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、<u>応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行ふものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>輸入申告</u>」業務を利用して、必要事項を登録する方法 — 「<u>輸入申告事項登録</u>」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法 	<p style="text-align: center;">第 5 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>（予備申告事項又は予備申告事項の登録）</p> <p>5 - 1 輸入申告、輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者及びその<u>代理</u>である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、<u>それぞれこの章第 1 節 1 - 1（輸入申告事項の登録）第 2 節 2 - 1（輸入（引取）申告事項の登録）又は第 4 節 4 - 1（蔵入・移入・総保入承認申請事項の登録）の規定に準じて予備申告等に係る事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であつて、予備申告等の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令のコードを入力させるものとする。</u></p> <p>（予備申告等）</p> <p>5 - 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、<u>所定の欄に輸入申告等の予定日及び予備申告等である旨の識別コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）欄の「予備申告等の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）第 2 節 2 - 2（輸入（引取）申告）又は第 4 節 4 - 2（蔵入・移入・総保入承認申請）に準じて予備申告等の登録をすることにより行わせるものとする。</u></p> <p>（注）「<u>予備申告等の申告条件コードの区分</u>」</p> <p><u>申告条件コード「T」は、予備申告等の後、貨物が搬入された後に、通関業者等が輸入申告等の入力を行う場合に選択するコード申告条件コード「Z」は、予備申告等の後、貨物が搬入され、倉主等による搬入確認が行われた時（当該時刻が税關官署の開庁時間外の場合は、翌開庁時刻）に、通關業者等が自動的に輸入申告等の処理が行われることを希望し、かつその時までに輸入申告等の要件が整う場合に選択</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(予備申告等の受理及び関係情報の配信)</p> <p>5 - 3 予備申告等が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に「輸入申告控情報」、「輸入(引取)申告控情報」、「蔵入承認申請控」、「移入承認申請控」又は「総保入承認申請控」が配信される。</p>	<p><u>するコード</u></p> <p>(予備申告等の受理及び関係情報の配信)</p> <p>5 - 3 予備申告等が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に<u>予備申告等である旨のコードが記録された「輸入申告控情報」、「輸入(引取)申告控情報」又は「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」(以下「予備申告控等情報」という。)</u>が配信される。</p>
<p>(審査区分)</p> <p>5 - 4 (省略)</p>	
<p>(予備申告時の添付書類等の提出)</p> <p>5 - 5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告等に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告等を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとし、提出部数については、この章第1節1 - 4(第2節2 - 1及び第4節4 - 1において準用する場合を含む。)の規定に準じるものとする。</p>	<p>(審査区分)</p> <p>5 - 4 (同左)</p>
<p>(予備申告時の添付書類等の提出)</p> <p>5 - 5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告等に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告等を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとし、提出部数については、この章第1節1 - 4(輸入申告時の添付書類等の提出)、第2節2 - 4(輸入(引取)申告時の添付書類等の提出)又は第4節4 - 4(蔵入承認申請時等の添付書類等の提出)の規定に準じるものとする。</p>	
<p>(予備申告等の訂正)</p> <p>5 - 6 通関業者等において、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に、当該予備申告等の内容を訂正しようとするときは、あらかじめ予備申告等を行った税関官署の通関担当部門に申し出た上で、予備申告等の変更登録を行うものとする。</p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「輸入申告変更控」、「輸入(引取)申告変更控」、「蔵入承認申請変更控」、「移入承認申請変更控」又は「総保入承認申請変更控」が配信されたときは、当該予備申告等に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(予備申告等の訂正)</p> <p>5 - 6 予備申告等の訂正是、通関業者等にこの章第1節1 - 6(輸入申告の訂正)(第2節2 - 6(輸入(引取)申告の訂正)及び第4節4 - 6(蔵入・移入・総保入承認申請の訂正))において準用する場合を含む。)の規定に準じて予備申告等の変更登録をさせることにより取り扱うものとし、予備申告等の訂正を行った場合には、当該訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の予備申告番号等を付記して通関担当部門に提出させるものとする</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(検査の通知)</p> <p>5 - 8 予備申告等がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第 1 節 1 - 5 (第 2 節 2 - 1 及び第 4 節 4 - 1 において準用する場合を含む。) の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>5 - 9 予備申告等に係る貨物が保税地域に搬入された場合又は他法令に係る許可又は承認の証明を要する貨物について、海上システムにおいて当該許可書等を取得したことが確認された場合には、予備申告等の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸入申告等を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸入申告等を行う予定の貨物が保税地域に搬入されたこと又は必要な他法令に係る許可書等を取得したことを確認の上、「輸入申告」業務を利用して輸入申告等を行なう。 — 申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸入申告等を行う予定の貨物がシステム参加保税地域に搬入され、倉主等により搬入確認登録がなされることを契機として自動的に輸入申告等を行う。 — 申告条件コードとして「U」を入力した場合 — 予備申告等の結果、簡易審査扱いとなった場合であって、当該申告等に係る貨物の積荷目録情報が登録されている外国貿易船の「到着確認登録」業務を契機として自動的に輸入申告等を行う。 — 予備申告等の結果、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務が行われるまでの間に審査終了がなされたときに、当該業務を契機に自動的に輸入申告等を行う。 — 予備申告等の結果、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務が行われ、当該貨物が保税地域に搬入される前までの間に審査終了がなされたときに、申告条件コード「H」を入力することにより輸入申告等を行う。 	<p>(検査の通知)</p> <p>5 - 8 予備申告等がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第 1 節 1 - 5 (検査の指定)(第 2 節 2 - 5 (検査の指定) 及び第 4 節 4 - 5 (検査の指定) において準用する場合を含む。) の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>5 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告等に係る輸入申告等は、所定の欄に予備申告等に係る輸入申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第 1 節 1 - 2 (輸入申告) 第 2 節 2 - 2 (輸入(引取)申告) 又は第 4 節 4 - 2 (蔵入・移入・総保入承認申請) の規定に準じて行わせるものとする。</p> <p>なお、申告条件コードが「Z」の予備申告等に係る輸入申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸入申告等が行われる。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸入申告時の添付書類等の提出）</p> <p>5 - 10 前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る添付書類等に輸入申告番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 (第 2 節 2 - 1 及び第 4 節 4 - 1 において準用する場合を含む。) の規定に準じて、これらの提出を求めるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告等については、この節 5 - 5 又は 5 - 6 の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p>	<p>（輸入申告時の添付書類等の提出）</p> <p>5 - 10 前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る添付書類等に輸入申告番号等を付記して、この章第 1 節 1 - 4 (<u>輸入申告時の添付書類等の提出</u>) 第 2 節 2 - 4 (<u>輸入（引取）申告時の添付書類等の提出</u>) 又は第 4 節 4 - 4 (<u>藏人承認申請時等の添付書類等の提出</u>) の規定に準じて、これを提出させるものとする。</p> <p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）となった輸入申告等については、この節 5 - 5 (<u>予備申告時の添付書類等の提出</u>) 又は 5 - 6 (<u>予備申告等の訂正</u>) の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</p>
第 6 節 本船・ふ中扱い承認申請	第 6 節 本船・ふ中扱い承認申請
<p>（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録）</p> <p>6 - 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、<u>第 4 章第 6 節の規定に準じて行うものとする。</u></p> <p>なお、この場合において第 4 章第 6 節 6 - 3 中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「輸出承認証番号等」とあるのは「輸入承認証番号等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録）</p> <p>6 - 1 海上システムを使用して、本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、<u>当該申請に先立ち、この章第 1 節 1 - 1 (<u>輸入申告事項の登録</u>) の規定による輸入申告事項の登録に併せて B / L 番号単位に本船・ふ中扱い承認申請事項の登録を行わせるものとする。</u></p>
（削除）	<p>（本船・ふ中扱い承認申請）</p> <p>6 - 2 申請者が海上システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、前項に規定する輸入申告事項の登録により登録した情報を利用し、輸入申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>
（削除）	<p>（本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信）</p> <p>6 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請が受理されると、申請者に対し、簡易審査扱いとなつた場合は「本船（ふ</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>中) 扱い承認通知情報（輸入）</u>が、書類審査扱いとなった場合は「本船（ふ中）扱い承認申請控情報（輸入）」が、それぞれ配信される。</p> <p><u>（本船・ふ中扱い承認申請書類の提出）</u></p> <p><u>6 - 4 前項の規定により申請者に「本船（ふ中）扱い承認申請控情報（輸入）</u>が配信されたときは、当該申請控情報を「本船（ふ中）扱い承認申請控（輸入）」（別紙様式 M - 137 号、M - 139 号）として出力させ、申請書類を本船（ふ中）扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、申請を行った税関官署の通関担当部門（この節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p><u>なお、簡易審査扱いとなった場合は、前項の規定により配信された「本船（ふ中）扱い承認申請通知情報（輸入）</u>を「本船（ふ中）扱い承認通知書（輸入）」（別紙様式 M - 337 号、M - 339 号）として出力させ、輸入申告書類の提出時に添付させるものとする。</p> <p><u>（本船・ふ中扱い承認申請の変更）</u></p> <p><u>6 - 5 この節 6 - 2（本船・ふ中扱い承認申請）の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、承認までの間に申請内容を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸入者コード、輸入者名及び申告官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、再申請させるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>本船・ふ中扱い承認申請変更事項の登録</u> 海上システムにより本船・ふ中扱い承認申請時の内容を呼び出して、<u>変更を必要とする事項について上書き入力することにより本船・ふ中扱い承認申請変更事項の登録を行わせ、その内容を確認した上で本船・ふ中扱い承認申請の変更登録を行わせるものとする。</u> — <u>関係情報の出力</u> <u>上記により本船・ふ中扱い承認申請変更事項が登録された場合には、申請者に「本船（ふ中）扱い承認申請変更控情報（輸入）</u>が配信
(削除)	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>される。</u></p> <p>— <u>本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出</u> <u>上記</u>により申請者に「本船(ふ中)扱い承認申請変更控情報(輸入)が配信された場合は、当該変更控情報を「本船(ふ中)扱い承認申請変更控(輸入)」(別紙様式M-138号、M-140号)として出力させ、申請書類を、前項の規定に準じて通関担当部門に提出させるものとする。</p>
(削除)	<p><u>(本船・ふ中扱いの承認等)</u></p> <p>6-6 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた本船・ふ中扱い承認申請(本船・ふ中扱い承認、申請変更を含む。)のうち、書類審査扱いになったものについて、審査を終了した場合には、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を申請者に通知する。</p>
第7節 修正申告	第7節 修正申告
<p>(修正申告事項の登録)</p> <p>7-1 修正申告を行う者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち、<u>修正申告事項登録</u>業務を利用し、<u>申告者名等の必要事項</u>を入力して送信することにより修正申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書(法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。)の提出期限後に行うものとする。</p> <p>(修正申告入力控の提出及び修正申告)</p> <p>7-2 通関業者等が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」の内容を確認した上で、「修正申告入力控」として出力し、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告</p>	<p>(修正申告事項の登録)</p> <p>7-1 修正申告を行う者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち<u>申告者名等の必要事項</u>を海上システムに入力させて修正申告事項の登録を行わせるものとし、受理されたときは、通関業者等に「修正申告入力控情報」が配信される。この入力に当たっては、この章第1節1-1(輸入申告事項の登録)なお書の規定を準用する。</p> <p>なお、特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書(法第7条の2第1項(申告の特例)ら規定する特例申告をいう。)の提出期限後に行わせるものとする。</p> <p>(修正申告入力控の提出及び修正申告)</p> <p>7-2 通関業者等が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、前項の規定により配信された「修正申告入力控情報」を「修正申告入力控」として出力し、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付し、修正申告を行う税</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
区分	税関控	会計検査院用	統計資料用	合計部数	区分	税関控	会計検査院用	統計資料用	合計部数
当初申告において、関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては 200 万円）以上のもの				3	当初申告において、関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては 200 万円）以上のもの				3
当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの				3	当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの				3
修正申告の結果、上記 又は の額に達したもの				3	修正申告の結果、上記 又は の額に達したもの				3
上記以外のもの				2	上記以外のもの				2
（関係情報の配信及び出力等）					（関係情報の配信及び出力等）				
7 - 3 修正申告が海上システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。 この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記 8 - 3					7 - 3 修正申告が海上システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。				

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
による。	<p>— 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M - 146 号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> <p>— 直納方式の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M - 141 号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>— MPN 利用方式の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いて MPN 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。</p>
(修正申告控等の提出)	(修正申告控等の提出)
7 - 4 この節 7 - 2 の「修正申告入力控」の税關の確認後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容に変更があった場合には、前項の規定により通關業者等に配信された「修正申告控情報」を「關稅修正申告控（内國消費稅等修正申告控兼用）」（別紙様式 M - 304 号）として出力し、この節 7 - 2 の表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付し、修正申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機關の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、修正申告を行った税關官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。この場合における提出書類のうち税關控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えない。	7 - 4 この節 7 - 2 の「修正申告入力控」の税關の確認後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容の変更があった場合には、前項の規定により通關業者等に配信された「修正申告控情報」を「關稅修正申告控（内國消費稅等修正申告控兼用）」（別紙様式 M - 133 号）として出力させ、この節 7 - 2 の表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付させて、修正申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機關の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、修正申告を行った税關官署の通關担当部門に提出せらるるものとする。この場合における提出書類のうち税關控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えない。
第 8 節 収納關係	第 8 節 収納關係
(輸入許可前引取扱い貨物に係る税額等の通知)	(輸入許可前引取扱い貨物に係る税額等の通知)
8 - 1 海上システムを使用して行う輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知は、海上システムを通じて「輸入許可前引取承認貨物に係る關稅納付通知書（内國消費稅等納付通知書兼用）」（別紙様式 M - 305 号）により輸入許可前引取りの承認を受けた者に通知する。	8 - 1 海上システムを使用して行う輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知は、海上システムを通じて「輸入許可前引取承認貨物に係る關稅納付通知書（内國消費稅等納付通知書兼用）」（別紙様式 M - 317 号）により輸入許可前引取りの承認を受けた者に通知する。

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(賦課課税方式が適用される貨物に係る納税告知書の様式等)</p> <p>8 - 2 賦課課税方式が適用される貨物について、海上システムを使用して輸入申告を行った場合における納税告知書は、海上システムにより作成する「納税告知書」(別紙様式M - 306号)による。</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>8 - 3 海上システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法並びに輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p><u>専用口座振替方式を選択した場合</u></p> <p>専用口座振替方式を選択して申告された場合は、海上システムで関税等の納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。</p> <p><u>具体的には、金融機関に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式M - 101号)として出力させ、口座振替を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が申告者に通知される。</u></p> <p>また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、当該特例申告に係る輸入許可された日の属する月(以下「特定月」という。)の翌月20日(以下「特定日」という。)までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。</p> <p><u>直納方式を選択した場合</u></p> <p>即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>海上システムから各税(消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。)ごとに、通関業者等に対して「納付書情報(直納)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式M - 102号)として出力し、これにより日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。)に関税等の税額を納付するものとする。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告</p>	<p>(賦課課税方式が適用される貨物に係る納税告知書の様式等)</p> <p>8 - 2 賦課課税方式が適用される貨物について、海上システムを使用して輸入申告を行った場合における納税告知書は、海上システムにより作成する「納税告知書」(別紙様式M - 142号)による。</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>8 - 3 海上システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法並びに輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p><u>口座振替方式を選択した場合</u></p> <p>口座振替方式を選択して申告された場合は、海上システムで関税等の納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。</p> <p><u>なお、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、当該特例申告に係る輸入許可された日の属する月(以下「特定月」という。)の翌月20日(以下「特定日」という。)までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。</u></p> <p><u>直納方式を選択した場合</u></p> <p>即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>海上システムにより出力される各税(消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。)ごとの「納付書」により日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。)に関税等の税額を納付させる。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分ごとに一括して出力</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により<u>納付するものとする。</u></p> <p>（省略）</p> <p>M P N 利用方式を選択した場合</p> <p>M P N 利用方式を選択した場合は、次の<u>から</u>までの区分に応じ、海上システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングや A T M（現金自動預払い機）等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を<u>納付するものとする。</u></p> <p>~（省略）</p> <p>— <u>リアルタイム口座振替方式を選択した場合</u></p> <p><u>リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、海上システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。</u></p> <p><u>なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が申告者に通知される。</u></p> <p>また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行われることとなるので留意する。</p> <p>（画面による申告等の場合における納付情報の作成及び管理等）</p> <p>8 - 4 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定により M P N 利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を海上システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、M P N 利用方式による納付がされることとなり、収納担当部門に当該</p>	<p>される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により<u>納付させる。</u></p> <p>（同左）</p> <p>M P N 利用方式を選択した場合</p> <p>M P N 利用方式を選択した場合は、海上システムにより次の区分に応じて配信される「納付番号通知情報」により、海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を<u>納付させる。</u></p> <p>~（同左）</p> <p>（納付情報の作成及び管理等）</p> <p>8 - 4 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定により M P N 利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を海上システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、M P N 利用方式による納付がされることとなり、収</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。</p> <p><u>なお、海上システム参加通関業者が画面により行った特例申告に係る即納の場合（特定日までに特例申告書が受理された場合に限る。）若しくは包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式による場合においては、海上システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が通関業者に配信されるので留意する。</u></p>	<p>納担当部門に当該納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。</p>
第 9 節（省略）	第 9 節（同左）
<p><u>第 10 節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出</u></p> <p><u>（インボイス・パッキングリスト情報の登録）</u></p> <p><u>10 - 1 輸入者が、仕入書に代わる書類（関税法基本通達 68 - 3 - 2 に規定する仕入書に代わる書類をいう。以下この節において同じ。）又は包装明細書を海上システムに登録して輸入申告（輸入（引取）申告を含む。）蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力することにより登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録を行った仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に關係する書類を確認する必要があると認める場合には、当該關係書類の提出を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うものとする。</u></p> <p><u>また、関税法施行令第 60 条第 2 項の規定により、仕入書は仕出国において作成される必要があるため、輸入者が所有する仕入書（書面）については当該業務によることなく書面により提出することを求めるところとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(インボイス・パッキングリスト情報の訂正)</u></p> <p>10 - 2 輸入者が前項において海上システムに登録した仕入書に代わる書類又は包装明細書に係る情報について訂正を行おうとする場合には、次のいずれかの方法により訂正登録を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して行う方法 — 「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス受付番号を入力し、送信することにより配信されたインボイス・パッキングリスト情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法 	(新設)
第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出	(新設)
<p><u>(開庁時間外の事務の執行を求める届出)</u></p> <p>1 - 1 海上システムを使用して法第 98 条第 1 項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める届出（以下この章において届出という。）を行おうとする場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力して送信することにより行うものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合においては当該業務を利用することはできないので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下記の税関手続以外の手続に係る事務の執行を求める場合 — 輸入申告（関税法基本通達 67 - 4 - 7 に規定するマニフェスト等による申告を含む。） — 輸出申告（輸出許可後の訂正、関税法基本通達 67 - 2 - 6 に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。） — 保税運送申告（包括保税運送の申告を含む。） — 内国貨物運送申告 — 積卸コンテナ一覧表の提出 — 同一の税関官署に届け出る場合であって、事務の執行を求める時間帯が重複して届出がなされたとき、又は事務の執行を求める時間帯が開庁時間外において連続した時間帯となっていない場合 	(新設)

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事務の執行を求める時間の延長の手続)</p> <p>1 - 2 届出を行った時間帯に執行を求めた事務が終了しなかった場合において、執務を求める時間の延長を行おうとする場合には、先の届出に係る時間帯が終了する前に、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「時間外執務要請延長届呼出し」業務を利用し、延長しようとする時間外執務要請届の「時間外執務要請届出受理番号」を入力して送信し、出力される応答情報により延長終了時刻、輸出入申告件数等を入力して送信する方法 — 「時間外執務要請延長届」業務を利用し、必要事項を入力して送信する方法 	(新設)
<p>第 7 章 汎用申請関係</p> <p>(汎用申請による申請)</p> <p>1 - 1 汎用申請を行おうとする者（以下この項及び次項において「申請者」という。）が海上システムにより別表「汎用申請対象手続一覧」に掲げる税関関連手続を行う場合には、海上システムの掲示板から該当する様式をダウンロードし、当該様式に住所、氏名等の必要事項を入力したうえで、「汎用申請業務」により、送信することにより行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、関係資料の提出を求める必要があると判断した場合には、申請者に対して F A X 又は「添付ファイル」等適宜の手段により提示又は提出等を求めるものとする。</p>	(新設)
<p>(申請内容の訂正等)</p> <p>1 - 2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次による。</p> <p>　　汎用申請後に申請内容の訂正を行う場合は、「汎用申請変更業務」により申請者からの申し出を受けるものとし、訂正又は取消しを認める場合には、申請先の部門において訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	(新設)

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— 次に掲げる場合には、上記による汎用申請変更業務では申請内容の訂正が行えないことから、申請者に画面により申請の取消しを求めることとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>申請先の税関官署を誤っていた場合</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>申請先の部門を誤っていた場合</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>申請手続種別コードを誤っていた場合</u></p> <p>(申請内容の許可等の通知)</p> <p>1 - 3 申請を受理した部門は、申請内容の審査を行い、許可又は承認等が必要な手続の場合においては、その旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>(新設)</p>